ケンシンの現況

2024 DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

広島県信用組合

当組合の概要（令和6年3月31日現在）

本店所在地	広島市中区富士見町1番17号
設立	昭和28年4月
預金積金	3,632億85百万円
貸出金	2,687億21百万円
純資産	194億94百万円
店舗数	24店舗（うち2出張所）
常勤役職員数	318名

目　次

【本編】

当組合の概要 …… 1
ごあいさつ …… 2
ケンシンの経営理念・経営方針 …… 3
ケンシンの歩み …… 4
地域とともに歩むケンシン …… 5
経営指標の推移（5年間） …… 5
新中期経営計画 …… 6
業績トピックス …… 7
SDGsへの取り組み …… 9
地域活性化への取り組み …… 10
コンプライアンス（法令等遵守）の体制 …… 15
個人情報保護宣言 …… 16
特定個人情報基本方針 …… 17
当組合が業務上保有する
個人番号（マイナンバー）の利用目的 …… 18
金融商品に係る勧誘方針 …… 18
反社会的勢力に対する基本方針 …… 18
マネー・ローンダリング、テロ資金供与および
拡散金融対策に係る基本方針 …… 19
苦情処理措置および紛争解決措置の内容 …… 19
リスク管理体制 …… 20
総代会の概要 …… 21
役員・職員の状況・組織図 …… 22
業務のご案内（預金業務、融資業務、その他） …… 23
お客さま満足度アンケート …… 26

【資料編】

貸借対照表 …… 27
損益計算書 …… 28
剰余金処分計算書 …… 28
法定監査の状況 …… 28
貸借対照表・損益計算書注記事項 …… 29
損益の状況 …… 31
営業の状況
（預金業務、諸比率、融資・為替業務、証券業務） …… 32
自己資本の充実の状況について …… 36
信用リスクに関する事項 …… 38
証券化エクスポージャーに関する事項 …… 40
出資等エクスポージャーに関する事項 …… 40
金利リスクに関する事項 …… 40
自己資本調達手段の概要 …… 40
役員等の報酬体系 …… 41
主な手数料一覧 …… 42

【店舗一覧】

店舗一覧、店舗外キャッシュサービスコーナー、
カード等紛失・盗難受付窓口 …… 43
ケンシンの店舗ネットワーク、キャッシュカード
利用手数料 …… 44

ごあいさつ

Top Message

皆さまには、日頃より広島県信用組合に対し、ご愛顧とご支援を賜りまして誠にありがとうございます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行したことに伴い、行動制限等が無くなり、イベントの復活や国内外への旅行客の増加といった動きが見られました。また、令和5年5月には広島でG7サミットが開催され、世界中から広島という地に注目が集まりました。インバウンド需要の高まりに加え、広島市内中心部では再開発が進んでいます。

その一方で、国際的な原材料価格の上昇や、円安による海外からの輸入コストの増加などにより、物価高の傾向が続く中、人手不足も重なり経済に大きな影響を与えています。

このような環境下、当組合は中期経営計画の中間年度として、「ケンシンは真剣に進化する～強固なビジネスモデルの構築に向けて～」をメインテーマに掲げ、諸課題に対する各施策に取り組んでまいりました。

令和6年度は、中期経営計画の最終年度にあたります。令和5年度に引き続き中期経営計画で掲げた諸課題に対する施策を推進するとともに、健全性の強化に取り組んでまいります。

金融環境や国際情勢等は激しく変化し、かつてない変革の時代を迎えておりますが、当組合は今までもこれからも変わらず、どんな時代も寄りそって、身近で信頼される存在であり続けるため、役職員一丸となって邁進してまいります。

今後とも皆さまの信頼に応え、地域に存在感のある金融機関を目指してまいりますので、引き続き格別のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年6月

広島県信用組合

理事長 深山春幸

ケンシンの経営理念・経営方針

「信用組合」とは

「相互扶助」を理念とし、地元の中小企業者や住民の皆さまがお互いに支え合い、夢をかなえるために、一人ひとりが預金しあい、必要な時に適切な審査のもとに融資することを使命とする「中小企業等協同組合法」に基づく協同組合組織の金融機関です。株式会社が、株主のために最大利益の追求を目的としているのに対して、協同組合である当組合は、適正な利益と組合員の発展に貢献することを目的とする金融機関です。

Shinkumi Bank
信用組合
しんくみ

「経営理念」

当組合は、相互扶助の精神にもとづき、組合員の繁栄および地域社会の発展のため、健全経営に徹するとともに、良質な金融サービスの提供に努め、身近で頼られる「ケンシン」を目指します。

この実現のため、役職員一人ひとりが、「三愛主義」を信条として実践してまいります。

三愛主義

一、組合を愛す
一、組合員を愛す
一、自己を愛す

協同組織たる組合を愛し、それを健全に育成して行くことは、構成員でありお客さまである組合員を愛すことによって実現され、その組合員の繁栄に奉仕するためには、自己を愛し、自らの資質・能力を高めていく志が必要であることを「三愛主義」としてあらわしています。

「経営方針」

1 健全経営に徹することにより、中小零細事業者および勤労者の金融の円滑化に努めます。
2 サービス向上に努め、地域経済、社会、生活、文化の健全な発展に貢献します。
3 誠実・公正な行動により、お客さまからの信頼の確保に努めます。
4 お客さまおよび地域社会とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。
5 構造改善を積極的に推進し、資産の健全性と経営体質の強化を図り、地域における存在感と信頼感を確固たるものとすべく努力します。

ケンシンのシンボルマーク　ひまわり

炎天下の大空に向かい、大きく、たくましく咲く「ひまわり」のようにケンシンの発展を期待して、ひまわりが採用されています。

ケンシンの歩み

昭和

1

2

昭和27年		松永地方信用組合(松永信用組合)、熊野信用組合(安芸信用組合)、五日市信用組合、因島信用組合　設立
昭和28年	4月	広島県厚生信用組合　設立　初代組合長　岡野　龍一　就任 1
昭和33年	12月	商工組合中央金庫の代理業務取扱開始
昭和35年	12月	第2代理事長　田中　章一　就任
昭和36年	2月	中小企業金融公庫(現 日本政策金融公庫)の代理業務取扱開始
昭和47年	4月	安芸信用組合・五日市信用組合と合併 広島県中央信用組合　発足 住宅金融公庫(現 住宅金融支援機構)と業務委託契約を締結
昭和48年	4月	松永信用組合と合併
昭和50年	5月	第3代理事長　酒井　節司　就任
	9月	シンボルマーク「ひまわり」制定
昭和51年	10月	広島市青果食品商業協同組合組合員の仕入代金預金口座振替業務取扱開始
昭和52年	7月	本店を富士見町に移転 2
昭和54年	5月	広島県しんくみ共同オンライン稼働
	8月	国庫金歳入　取次開始
昭和56年	5月	第4代理事長　網谷　敏　就任
昭和58年	3月	(財)けんしん育英文化振興財団　設立 (現在名称一般財団法人ケンシン地域振興財団)
昭和59年	4月	広島県信用組合(略称ケンシン)に名称変更
昭和63年	4月	国債窓口販売　取扱開始
平成3年	2月	HIT-LINE(代金回収サービス)　取扱開始
平成4年	3月	因島信用組合と合併
平成5年	10月	外国為替　取次業務開始
平成7年	11月	日本銀行歳入復代理店　事務取扱開始
平成14年	6月	第5代理事長　山田　正司　就任
平成16年	5月	セブン銀行(セブン-イレブンATM)と契約を締結
平成19年	6月	第6代理事長　吉田　貞之　就任
平成20年	5月	サンフレッチェ広島とスポンサー契約を締結 3
	6月	サンフレッチェ広島応援定期預金　取扱開始
	10月	情報系ネットワークシステム導入
平成22年	4月	インターネットバンキング取扱開始
	4月	廿日市支店　新店舗開設
平成24年	5月	両備信用組合と業務提携
	10月	西部地区　保存文書管理センター　開設
平成25年	2月	全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)　取扱開始
	3月	創立60周年　「ケンシン桜の森」　植樹祭 4
	6月	第7代理事長　西川　和彦　就任
平成26年	11月	ひろしま産業振興機構と業務連携(創業支援)
平成27年	6月	ケンシン経営塾　開講
	10月	日本政策金融公庫と業務連携(協調融資)
平成28年	6月	第8代理事長　青木　嘉孝　就任
平成29年	4月	東広島支店　新店舗開設 5
	6月	ATMの振込制限　取扱開始(振り込め詐欺未然防止)
	10月	日本政策金融公庫と連携　サポートアルファ　取扱開始
平成30年	11月	ひろしま産業振興機構と業務連携(中小企業・小規模事業者支援)
令和元年	5月	信用組合全国共同オンラインシステムへ移行
令和2年	7月	Pay-easy(ペイジー)収納サービス　取扱開始
令和3年	11月	SDGs宣言
令和4年	6月	第9代理事長　深山　春幸　就任
	7月	商工組合中央金庫と業務連携(事業再生・経営改善支援)
	7月	PayPayとの口座連携サービス　取扱開始
	10月	MG保証株式会社と連携した住宅ローン　取扱開始
令和5年	3月	「相続手続きの共通化」　近隣金融機関と連携
	4月	創立70周年　イメージソング「ずっとこれからも」制作・YouTube公式チャンネル開設
	6月	しんくみアプリ　With　CRECO　取扱開始

平成

3

4

5

令和

地域とともに歩むケンシン

ちかくにいるから、チカラになれる

経営指標の推移（5年間）

(金額単位：百万円)

区分 ＼ 年度	令和元年度 2年3月末	令和2年度 3年3月末	令和3年度 4年3月末	令和4年度 5年3月末	令和5年度 6年3月末
経常収益	5,908	5,873	6,144	6,247	6,552
業務純益	1,511	1,884	2,094	2,295	2,191
コア業務純益	1,723	1,938	2,093	2,296	2,444
経常利益	686	1,030	1,037	1,355	764
当期純利益	314	635	655	901	715
預金積金残高	313,900	338,620	348,674	356,021	363,285
貸出金残高	206,292	224,354	235,470	257,270	268,721
有価証券残高	45,361	46,262	44,540	39,181	40,068
総資産額	356,404	372,104	374,272	379,305	385,293
純資産額	16,232	16,748	17,022	18,532	19,272
自己資本比率	8.19%	8.35%	8.19%	8.30%	8.42%
組合員数	65,888名	66,937名	67,314名	67,855名	68,633名
普通出資総額	7,447	7,518	7,514	8,520	8,859
普通出資総口数	14,895,315口	15,037,702口	15,028,722口	17,041,581口	17,719,171口
普通出資に対する配当金	185	190	191	199	221
職員数	295名	300名	311名	306名	309名

（注）1. 残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には、債務保証見返は含んでおりません。
2. 純資産額は、純資産の部から配当金等の外部流出額を除いております。

新中期経営計画（令和4年度～令和6年度 3年間）

コロナ禍という未曽有の事態が発生するなど、これまで起きなかったことが起こりうるということも踏まえ、これからの環境変化に対し、過去からの延長線上ではなく、目指すべき将来の姿を描き、その姿を実現していくための3年間という位置づけにより、令和4年度をスタート年度とする中期経営計画を策定いたしました。将来に向かっての新たなスタートとして、「新中期経営計画」としております。

本計画のメインテーマは、「ケンシンは真剣に進化する～強固なビジネスモデルの構築に向けて～」とし、常に必要なことに対して、役職員一人ひとりが真剣に向き合い、経営を一層すぐれたものに進化させていくという姿勢を表現しております。

メインテーマ

ケンシンは真剣に進化する
～強固なビジネスモデルの構築に向けて～

経営理念

組合員の繁栄および地域社会の発展

経営ビジョン

お客さま・地域の幸せを実現できる、
健全経営で広島に根差した金融機関を目指す

本中計施策体系

1 ビジネスモデルの進化…
- 営業戦略構築と収益力強化
- 融資審査と融資先管理体制の構築
- 事業先支援の充実
- 自己資本の充実

2 ビジネスモデルのための骨組みの進化…
- 業務効率化の推進
- リスク管理の強化
- 顧客サービスの充実
- 経営インフラ整備、デジタル化への対応
- SDGsの推進
- 法令等遵守態勢の強化

3 ビジネスモデルのための土台の進化＝人づくりの進化…
- 人材育成の仕組みづくり
- 人事制度、業績評価の仕組みづくり

経営ビジョンの実現に向け、ビジネスモデルを中心とした施策・態勢づくりに取り組んでいく

業績トピックス

■預金積金残高の推移

預金積金残高
3,632億円
前期末比72億円増加

「サンフレッチェ広島応援定期預金」、「ふるさと応援定期預金 Let's“碁(GO!)”」などの預金商品を取扱い、地域密着の営業活動を推進してまいりました結果、期末残高で前期末比72億63百万円増加の3,632億85百万円となりました。

■貸出金残高の推移

貸出金残高
2,687億円
前期末比114億円増加

中小事業者や個人の皆さまの幅広い資金ニーズに対し、的確・迅速にお応えし、事業性のご融資や個人向けの住宅資金などにも積極的に対応してまいりました結果、期末残高で前期末比114億51百万円増加の2,687億21百万円となりました。

■損益の推移

コア業務純益 24億円

5期連続の増加

当期純利益 7億円

金融機関の本来業務での収益力を表すコア業務純益は24億44百万円、当期純利益は7億15百万円となり、安定した収益を確保しています。

■組合員と出資金の推移

普通出資金残高

88億円

組合員数が期中778名増加して68,633名となり、普通出資金は3億38百万円増加し88億59百万円となりました。

SDGsへの取り組み

当組合は、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨に賛同し、目標達成に向けた持続可能な社会の実現に努めてまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

活動内容（一例）

地域経済活性化

しんくみビジネスマッチング

ひろしま頑張る企業応援プロジェクト
（当組合HPにて事業者様をご紹介）

クラウドファンディングMOTTAINAIみらい

環境保全

ケンシン桜の森プロジェクト
（広島県立中央森林公園内の環境整備）

清掃活動

人材育成

三原市立三原小学校への出張授業

社内研修

地域社会貢献

献血運動

県立広島大学による健康チェック
（因島支店）

地域活性化への取り組み

地域スポーツ振興事業

■サッカーチーム「サンフレッチェ広島」のサポート

○「サンフレッチェ広島応援定期預金」の販売、サンフレッチェ通帳・キャッシュカードの取り扱い

平成20年6月から、地域スポーツ振興を目的として、「サンフレッチェ広島応援定期預金」を販売しています。

この定期預金は、J1リーグ公式戦の順位に応じて特約金利を適用し、さらに抽選でサンフレッチェグッズをプレゼントする特典のついた定期預金です。また、サンフレッチェ預金通帳・キャッシュカードの取り扱いも行っております。

○サンフレッチェ広島 スポンサードゲーム

令和5年11月23日に、「第1回サンフレッチェ広島レジーナ　広島県信用組合DAY」が開催されました。

ちふれASエルフェン埼玉と対戦し、集まった観客が声援を届けました。

「©2023S.FC」

令和6年5月6日には、「第16回広島県信用組合DAY」が開催されました。

日本初の「まちなかスタジアム」であるエディオンピースウイング広島において、名古屋グランパスと対戦し、熱戦が繰り広げられました。

「©2024S.FC」

○サンフレッチェ広島への「チーム強化資金贈呈式」の開催

当組合では、チームの強化・育成に役立てていただくため、「サンフレッチェ広島応援定期預金」の残高に応じたチーム強化費を、サンフレッチェ広島に贈呈しております。

令和6年2月14日、エディオンピースウイング広島において、株式会社サンフレッチェ広島の仙田信吾代表取締役社長、青山敏弘選手、中野就斗選手をお迎えし、「チーム強化費贈呈式」が開かれました。

「©2024S.FC」

○サンチェ像の寄贈

創立70周年記念事業の一環として、エディオンピースウイング広島の開業を記念し、「サンチェ像」を寄贈しました。

多くの方が訪れる待ち合わせスポットになることを願っております。

地域活性化への取り組み

文化事業

■一般財団法人 ケンシン地域振興財団

創立30周年記念事業として昭和58年に設立されて以来、「芸術文化に関する諸活動および調査研究に対する表彰事業」として県民文化奨励賞を贈呈するとともに、「奨学金の貸与事業」を行っております。

令和5年12月、地域の文化活動の発展に功績のあった、音楽家の小蔦寛二氏、漆芸作家の高山尚也氏に「第39回　県民文化奨励賞」を贈呈いたしました。

小蔦　寛二 氏

高山　尚也 氏

■囲碁文化の継承や普及の支援

囲碁文化の継承や普及を目的として、令和6年3月、尾道市市民センターむかいしまで開催された「第78回本因坊秀策囲碁まつり(第10回女流秀策杯)」へ特別協賛をいたしました。

また、令和5年12月に中国新聞本社にて「ケンシンクリスマスこども囲碁大会」、令和6年5月に開催されたフラワーフェスティバルでは、日本棋院広島県本部が主催する「ケンシンフラワー囲碁ひろば」コーナーに協賛し、囲碁ファンの方々に多数お越しいただきました。

本因坊秀策囲碁まつり

クリスマスこども囲碁大会

フラワー囲碁ひろば

地域の皆さまとの交流

地域で開催されている行事等へ職員が積極的に参加し、地域のお客さまとの交流を深めています。

○三原だるま普及活動

○三原やっさ祭り

○三原半どん夜市

○FMみはらラジオ出演

○因島水軍祭り

○熊野町ぼ～ず山サマーナイト

その他の取り組み

○防犯訓練

令和5年12月、廿日市警察署のご協力のもと廿日市支店にて防犯訓練を実施いたしました。

地域活性化への取り組み

中小企業の経営支援に関する取り組み

■取り組み方針

当組合は、地域密着型金融機関として、地域の金融円滑化の使命を果たすとともに、認定経営革新等支援機関として、コンサルティング機能を充分発揮することによって、取引先の業況改善支援等に着実に取り組み、地域経済の活性化に積極的に貢献します。

■態勢整備の状況

平成24年度より、取引先の経営支援を目的として「経営支援部」を設置し、企業の課題解決に適切かつ効率的に取り組むとともに、外部機関と連携し、専門家派遣等を行い、取引先の業況改善を図る態勢としています。

■取り組み状況

(1)創業・新事業開拓支援

ひろしま産業振興機構と「創業支援に係る業務連携・協力に関する覚書」を平成26年11月に締結し、広島県内における多様な創業や新規事業において、存続しうる企業の創出をサポートし、地域経済の発展と活性化に取り組んでいます。

【取り組み事例】

・ひろしま創業サポートセンターの専門家サポートサービスへの利用取り次ぎ
・「創業支援ローン」による創業・新規事業先への融資取り組み

(2)成長段階支援

財務諸表に表れない企業の事業価値を評価するため、ひろしま産業振興機構の広島県中小企業技術・経営力評価制度を活用し、財務データや担保・保証に必要以上に依存しない事業性評価に基づく融資に取り組んでいます。

また、平成27年10月には、広島県内の創業者、中小企業者および農林水産事業者等への協調融資を積極的に進めるため日本政策金融公庫と業務連携・協力に関する覚書を締結しています。

【取り組み事例】

・売掛債権担保・動産担保融資への取り組み
・「広島県中小企業技術・経営力評価書」を活用した融資取り組み
・広島県よろず支援拠点と連携した経営相談会の開催(年1回　定期開催)
・販路拡大支援の一環として、全国信用協同組合連合会等の主催による「しんくみ食のビジネスマッチング展」への参加支援

(3)経営改善・事業再生・事業転換・その他

再生支援先に対して、外部専門家を交えた経営相談、経営指導を行うとともに、必要に応じて職員を出向させるなど、経営改善、再生支援等に取り組んでいます。

また、令和4年7月には、事業再生・経営改善を通じ、企業価値向上をサポートするため、株式会社商工組合中央金庫と事業再生・経営改善支援に関する業務にかかる協力文書を締結しています。

【取り組み事例】

・広島県中小企業活性化協議会と連携した事業再生支援の取り組み
・広島県中小企業活性化協議会へ職員を出向
・中小企業大学校へ職員を派遣
・中小企業119(中小企業庁委託事業として中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト)を活用した外部専門家派遣による経営改善アドバイス(令和6年3月31日にサービス終了)

(4)事業承継支援

外部機関と連携を図り、事業承継に関する事業経営者の様々な課題解決に取り組んでいます。

【取り組み事例】

・後継者に問題を抱える取引先に専門家による個別相談会を実施
・広島県事業承継・引継ぎ支援センターへの取り次ぎ

■地域の活性化に関する取り組み状況

令和6年1月、新たに「未来の架け橋投資事業有限責任組合」に対し出資を行いました。

「未来の架け橋投資事業有限責任組合」は、広島県内およびその周辺エリアの中小企業に対し、その状況やニーズに応じた再生支援を行うことを目的とするファンドです。本ファンドを通じ、地域経済の活性化や雇用の維持に大きな役割を果たすことを目指してまいります。

■経営者保証に関するガイドラインへの対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

広島県信用組合では、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証をいただく場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1　お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や金利の一定の上乗せ等の代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2　万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案した上で履行の範囲を決定します。

3　お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

窓　　口：広島県信用組合　融資部
受　付　日：月曜日～金曜日（土・日曜日・祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間：午前9：00～午後5：00
電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	199件	342件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	6.0%	10.1%
保証契約を解除した件数	10件	14件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

コンプライアンス（法令等遵守）の体制

当組合は、広島県内を営業地域とする協同組織金融機関として、中小事業者および勤労者の皆さまの資金の円滑化、ならびに組合員の皆さまの経済的地位の向上に貢献することを目的とし、ひいては地域社会の発展のために尽力する使命を負っております。

役職員一人ひとりが社会的使命と公共性を充分自覚し、誠実・公正に業務を遂行するため、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、法令等の遵守およびモラルの醸成に努めてまいります。

当組合では、コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス統括部署」を設置するとともに、営業店および各部に「コンプライアンス責任者」ならびに「コンプライアンス・オフィサー(担当者)」を置くなど体制を整備しております。

また、コンプライアンス・マニュアルを役職員が閲覧できるよう組合内グループウェアに掲載するとともに、各種コンプライアンス研修等を通じて全役職員にその周知徹底を図り、更にコンプライアンスを強化するための具体的実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、組合全体に法令等の遵守を徹底する企業風土の醸成に努めております。

コンプライアンス体制図

コンプライアンス宣言

広島県信用組合の役職員は、地域協同組織金融機関としての社会的責任の重大性と公共的使命を自覚し、遵法精神と高い倫理観をもって行動するとともに、法令や諸規程を遵守し、社会的規範に従い、業務運営にあたることを宣言いたします。

1.	**信頼の確保**	私たちは、社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、組合員の皆さま、お取引先の皆さま、地域の皆さまからの信頼を確保します。
2.	**誠実かつ公正な業務運営**	私たちは、法令や諸規程を遵守するとともに、社会的規範に従い、誠実かつ公正に業務運営を行います。
3.	**職員の人権の尊重**	私たちは、職員の人権、個性を尊重し、明るく働きがいのある風通しのよい職場環境を作ります。
4.	**経営の透明性の向上**	私たちは、経営情報の公正な開示を通じて、組合員の皆さま、お取引先の皆さま、地域の皆さまとのコミュニケーションを図り、経営の透明性を高めます。
5.	**情報管理の徹底**	私たちは、お客さまに関する情報の取扱いには細心の注意を払い、外部への情報漏えいが発生しないよう的確に管理します。
6.	**反社会的勢力の排除**	私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、断固とした姿勢で対応し、これを排除します。
7.	**地域社会への貢献**	私たちは、組合員の皆さま、お取引先の皆さま、地域の皆さまからのご要望にお応えし、各種金融サービスを提供することで、地域社会の発展に尽くします。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」といいます。)を遵守して、以下の考え方に基づきお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密性の保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では、利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客さまの個人情報等を取得いたします。

(1) 預金口座のご新規申込の際にお客さまにご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
(2) 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客さまの同意なしにお客さまの個人データを第三者へ提供いたしません。ただし、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客さまの同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

(1) お客さまにお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを特定の者と共同利用しております。ただし、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

(1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
(2) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
(3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
(4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
(5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
(6) アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
(7) 外国にある委託先である第三者に保有個人データを取り扱わせる場合や、個人データを当組合の海外支店等で取り扱う場合には、上記のほか、個人データを保管している当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

7. お客さまからの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客さまよりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含みます。)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、下記の窓口にお申出ください。

窓　　口	：	広島県信用組合　業務部
受 付 日	：	月曜日～金曜日(土・日曜日・祝日および金融機関の休日を除く)
受付時間	：	午前9：00～午後5：00
電話番号	：	0120−745−530(フリーダイヤル)

広島県信用組合
住所　広島市中区富士見町1番17号
代表者　理事長　深山 春幸

特定個人情報基本方針

広島県信用組合は、その業務を行うにあたり、下記の方針にしたがって個人番号および特定個人情報(以下併せて「特定個人情報等」といいます。)の適切な保護・利用に万全を尽くします。

1. 取得・利用・提供について

(1)特定個人情報等の取得は、業務上必要な範囲内で、適正かつ適法な手段により行います。
(2)特定個人情報等を取扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定します。
(3)特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報等を取扱いません。
(4)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

2. 利用目的の公表について

特定個人情報等を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、適切な方法により通知し、または公表します。
※個人情報の利用目的については次ページ(当組合が業務上保有する個人番号の利用目的)をご参照ください。

3. 開示等の請求について

(1)ご自身に係る保有個人データ(特定個人情報等に係るものに限ります。以下同じとします。)について開示のご請求があった場合には、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、ご本人に対して開示します。
(2)ご自身に係る保有個人データについて内容の訂正、追加または削除のご請求があった場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、必要な調査を行い、訂正等する場合には当該調査結果に基づき行います。
(3)ご自身に係る保有個人データについて利用の停止または消去あるいは第三者への提供の停止の請求があった場合において、その求めに正当な理由があることが判明したときは、当該保有個人データの利用停止等を行います。

4. 安全管理措置について

特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」、特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」等の国が定める指針に基づき、必要かつ適切な措置を講じます。

5. 関係法令の遵守について

特定個人情報等の取扱い(安全管理措置を含む)にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等関係法令、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」等の国が定める指針を遵守します。

6. 教育・研修の実施について

特定個人情報等の安全管理の徹底を図るため、役職員等に対して適切な教育・研修を定期的に実施します。

7. 点検・監査の実施について

特定個人情報等の取扱状況等について、定期的および随時の点検・監査を実施します。

8. 漏えい事案等への対応について

万一、特定個人情報等の漏えい等があった場合には、監督当局への報告、漏えい等の事実関係および再発防止策の公表、漏えい等の対象となったご本人への事実関係の通知等の措置を講じます。

9. 継続的改善への取組みについて

特定個人情報等の取扱い(安全管理措置を含む)については、必要に応じて見直しを行う等、継続的な改善に努めます。

10. 質問等の窓口

特定個人情報等の取扱いに関するご質問(苦情を含む)につきましては、下記の窓口までお申出ください。

窓　　口	：	広島県信用組合　業務部
受 付 日	：	月曜日～金曜日(土・日曜日・祝日および金融機関の休日を除く)
受付時間	：	午前9：00～午後5：00
電話番号	：	0120−745−530(フリーダイヤル)

当組合が業務上保有する個人番号(マイナンバー)の利用目的

当組合が個人番号(マイナンバー)を取扱う事務の範囲は、以下のとおりとします。

(1) 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
(2) 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
(3) 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
(4) 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
(5) 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
(6) 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査(犯則調査および滞納処分のための調査を含む。)・社会保障における資力調査等に関する事務
(7) 預貯金口座付番に関する事務
(8) 報酬・料金等の支払調書作成事務
(9) 不動産の使用料等の支払調書作成事務
(10) 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
(11) 不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書作成事務

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等に際しては、法令および次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

(1) 当組合は、お客さまの知識・経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
(2) 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
(3) 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対して不誠実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
(4) 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
(5) 当組合は、役職員に対する組合内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

反社会的勢力に対する基本方針

私たち広島県信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、財団法人暴力追放広島県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策に係る基本方針

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）対策を経営上の重要課題の1つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対して適切に対応できる態勢を構築します。

1. 組織態勢

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策に関して、経営陣の主導のもと、マネロン・テロ資金供与対策の責任者ならびに統括部署を定め、関連部署との連携により横断的な管理態勢を整備します。

2. リスクベース・アプローチ

当組合は、直面するマネロン・テロ資金供与に係るリスクを特定・評価した「リスク評価書」を作成し、リスクに見合った低減措置を講じる等、適切なリスク管理を行います。

3. 顧客管理

当組合は、適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また継続的に顧客情報や取引内容の調査・分析を行い、対策を見直します。

4. 疑わしい取引の届出

当組合は、営業店からの報告や本部のモニタリング・フィルタリングにより把握した疑わしい顧客や取引等について、当局に対して速やかに届出を行います。

5. 役職員の研修

当組合は、全役職員に対して継続的に研修を行い、マネロン・テロ資金供与対策に対する知識・理解を深め、専門性・適合性を有する役職員の育成に努めます。

6. 実行性の検証

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、内部監査部門が独立した立場から定期的に監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

窓　　口：広島県信用組合　業務部
受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間：午前9：00～午後5：00
電話番号：0120−745−530（フリーダイヤル）
なお、苦情対応の手続きについては、店頭インフォメーションボード、および当組合ホームページ（https://www.hiroshima-kenshin.co.jp/）に公開しておりますのでご覧ください。

保険業務（火災保険等）に関する苦情等は下記機関でも受付しております。
一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター
（電話:0570-022808）

紛争解決措置

広島弁護士会　　仲裁センター（電話：082−225−1600）
東京弁護士会　紛争解決センター（電話：03−3581−0031）
第一東京弁護士会　仲裁センター（電話：03−3595−8588）
第二東京弁護士会　仲裁センター（電話：03−3581−2249）

上記弁護士会にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部または広島県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停　：　東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
②現地調停　：　東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

窓　　口：広島県信用組合協会
受 付 日：月曜日～金曜日
（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）
受付時間：午前9：00～午後5：00
電話番号：082−247−7363
住　　所：〒730−0044
広島県広島市中区宝町9−11（信用組合会館内）

窓　　口：一般社団法人　全国信用組合中央協会　しんくみ相談所
受 付 日：月曜日～金曜日
（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）
受付時間：午前9：00～午後5：00
電話番号：03−3567−2456
住　　所：〒104−0031
東京都中央区京橋1−9−5（全国信用組合会館内）

リスク管理体制

当組合では、リスク管理の一層の充実・強化が重要課題であると認識し、主要なリスクである「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」の管理について、それぞれ管理部署を定めるとともに、それを常勤理事会が統括しており、複雑・多様化するリスクに対して適切に対応するなど統合的リスク管理を実施しております。

リスク管理体制図

統合的リスク管理

統合的リスク管理は、金融機関の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的としております。当組合では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクといったリスク毎にリスク量の上限を設定（資本配賦）し、それぞれの管理部署がリスク量のコントロールを行っております。また、経営企画部がこれらのリスク量を自己資本と対比して一元的に把握するとともに、リスク管理の状況について定期的に常勤理事会へ報告を行い、状況に応じて適切に対策を実施していく体制を構築しております。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金等の資産の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスクのことです。当組合では、資産の健全性確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、営業推進部署から独立した本部審査体制の整備、信用格付制度および自己査定制度による客観的な信用リスクの把握、信用リスクに見合った適正な収益の確保、ポートフォリオ管理に基づくリスク分散などを通じて、信用リスク管理の高度化に努めております。また、信用リスク管理の基本原則等を定めたクレジットポリシーを制定し、全職員へ徹底することなどにより、信用リスク管理のレベルアップに努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、有価証券価格等が変動することにより損失を被るリスクのことです。市場性取引は瞬時にして多大な損失を及ぼす可能性を内在しているため、当組合では厳格な管理を実施しております。具体的には、VaR法や、金利ショックに対する損益、経済価値の増減額によりリスク量を計測し、その状況を常勤理事会に報告しています。また、市場リスク全体の管理として、保有可能なリスク量に対して一定の限度を設定しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できず、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利の支払を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。当組合では、運用・調達構造の定期的な点検に加え、資産規模や調達能力等を勘案のうえ、資金調達に関するガイドライン等を設定し、調達の安定化を図っております。さらに、市場調達環境の急変などにより流動性リスクが顕在化した場合に備え、緊急度合いに応じて機動的な対応が図られるよう、緊急時フェーズ別の対応策を定めております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切なこと、あるいは機能しないこと、または外的要因により生じる損失に関するリスクであり、事務リスク・システムリスク・風評リスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスクを含む広義のリスクです。オペレーショナル・リスクは、金融業務に広く内在するリスクであり、顕在化の形態も多様なことから、リスクを適切に把握・コントロールする必要があります。また、オペレーショナル・リスクは資本賦課の対象となっており、当組合では、損失データの収集・リスク計量化を中心とした定量的管理とリスク顕在化時における対応、リスク管理自己評価等を中心とした定性的管理の両方の側面から高度化に努めております。

総代会の概要

総代会制度について

◆当組合は、中小企業等協同組合法第55条に基づき、定款の定めるところにより「総代会」を設けております。
◆総代会は、組合の最高意思決定機関であり、定款の変更、組合の解散または合併、組合員の除名、事業の全部の譲渡、規約の設定・変更または廃止、毎事業年度の収支予算および事業計画の設定または変更など極めて重要な事項を決定する機関です。
◆総代会は、組合員のうちから公平な選挙により選ばれた総代が構成員です。
◆総代は、組合員の地区代表として総代会に出席し決議に参加します。
◆総代会は、通常毎年6月に開催されますが、必要あるときは臨時総代会を招集することもできます。

総代の選出方法および任期

◆総代の選挙には、総代選挙規約の定めるところにより組合員であれば誰でも立候補することができます。総代の立候補は、文書でその旨届け出て、選挙区ごとに組合員が選挙し決定します。
◆総代の定数は、定款第29条により、100人以上120人以内において総代選挙規約にて定めることとしています。
◆総代の任期は、3年間です。
◆選挙区別総代氏名は、下記のとおりとなっております。

地区別総代懇談会の開催

◆ガバナンスの機能強化に向けた一環として、地区毎に総代を対象とした地区別総代懇談会を実施しております。当組合の経営方針、決算状況等情報開示を行うとともに、総代より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、組合経営や総代会に反映させております。

（敬称略、アイウエオ順、丸数字は就任回数）

選挙区別総代氏名	
本店選挙区 （24名）	網谷　康司⑥　大井　克元③　大谷　スミヱ③　小田　富貴子⑬　柿木田　勇⑦　金井　憲明④ 河本　八郎⑧　熊本　武司②　倉本　隆之⑧　佐々木　徹⑦　神保　紘⑰　田島　修⑥ 谷川　洋路⑧　田丸　泰之②　中村　邦雄⑥　中本　敏行⑥　西濵　輝④　西本　義弘③ 東　正治⑥　藤田　博徳⑧　松野　行雄⑥　山崎　隆造④　山根　俊思⑥　吉村　明③
広島中央選挙区 （14名）	荒川　慎吾⑨　稲田　桂子②　大戸　由加①　岡田　泰司⑥　小笠原　裕⑧　沖野　龍彦② 高下　譲二①　住田　宜照④　高木　英洋⑥　西岡　孝④　平岡　誠晋①　水入　秀行① 三谷　順子②　光廣　昌史⑨
広島西選挙区 （20名）	阿部　一之③　卜部　百合子④　岡井　慎三郎②　小川　正紹⑥　小田　忠将⑤ 金子　明弘⑥　金本　英樹⑥　亀谷　英子⑤　児玉　勝司⑤　佐々木　繁盛⑥ 曽根川　文平③　谷浦　正典③　妻澤　裕幸④　中迫　良子①　西村　和雄⑧ 猫本　幸雄⑤　藤井　章⑩　山田　敏彦⑥　山中　好文⑤　米村　賢次⑧
安芸・呉・東広島選挙区 （24名）	植田　卓②　梅田　修治⑦　木﨑　裕之②　木本　英樹②　是友　栄治①　佐衛田　唯善② 﨑島　寿則①　實森　康宏⑥　城本　健司⑤　住田　郁生②　竹森　臣③　橘　志信② 中島　勝義⑥　林　義康⑧　一橋　昭慶③　平賀　光明③　伏岡　勝二⑥　藤尾　幸郎⑩ 本迫　修⑩　宮川　浩明③　宮坂　岩雄⑥　宮田　丈士④　宗盛　勝則⑧　山中　孝昭⑧
福山選挙区 （19名）	荒木　栄作②　小川　浩三⑤　鎌刈　拓也⑤　神原　一省⑧　心石　拓男④　小林　政嗣③ 斎藤　誠⑥　佐藤　志行②　砂原　祐次⑧　富田　恭夫④　信岡　健一郎⑥　藤岡　隆志④ 松尾　政幸⑤　的井　善美⑥　村上　徹⑦　森上　茂光⑥　矢野　利明⑦　山岡　弘忠① 横野　忠正⑥
尾三選挙区 （14名）	圓光　秀己⑪　香川　一紀⑧　柏原　秀幸①　神原　弘一①　迫田　祐⑤　沢野　学⑥ 中岡　洋樹②　箱崎　総志①　古川　龍太⑧　松浦　新吾郎⑧　松浦　晴一朗⑤　山本　研一⑥ 弓場　丞⑤　夜船　裕光⑤
合計 （115名）	【総代の属性別構成比】 職業別：個人3%、個人事業主12%、法人役員85% 年代別：30代以下0%、40代6%、50代14%、60代33%、70代34%、80代以上13%

（令和6年6月17日現在）

総代会の議決事項等

●通常総代会

令和6年6月14日(金)

〔報告事項〕第71期貸借対照表、損益計算書および事業報告について

〔議決事項〕第1号議案　第71期剰余金処分案承認の件
第2号議案　第72期事業計画および収支予算案承認の件
第3号議案　定款の一部変更に関する件
第4号議案　組合員除名に関する件
第5号議案　役員(理事)選出に関する件
第6号議案　退任役員に対する退職慰労金贈呈に関する件

以上原案通り可決しました。

役員の状況 (令和6年6月17日現在)

理事長		深山 春幸
専務理事		武市 祐寿
常務理事		下井 修
常務理事		浜田 宏明
常務理事		市岡 栄二
常勤理事	(融資部長)	島田 彰夫
常勤理事	(営業統括部長)	林 武志
常勤理事	(業務部長)	板野 哲也
理事		村上 祐司
理事		宗盛 勝則
理事		山口 利郎
理事		井林 孝二
監事	(常勤監事)	川西 康晴
監事		小田原 勝志
監事	(員外監事)	金子 昌稔

(注) 監事金子昌稔は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に規定する員外監事です。
当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

職員の状況 (令和6年3月31日現在)

	令和４年度	令和５年度
男子	154名	151名
女子	152名	158名
合計	306名	309名
平均年齢	39歳 10月	39歳 11月
平均勤続年数	15年 0月	15年 2月

組織図

業務のご案内(預金業務)

種類		内容と特色	お預け入れ期間	お預け入れ金額
総合口座		一冊の通帳で貯める・増やす・借りる・受け取る・払うという5つの機能を持つ便利な通帳です。定期預金がセットでき、必要なときに定期預金のお預け入れ残高の90%(最高200万円)まで自動融資いたします。	自由	1円以上
普通預金		お財布代わりにいつでもご利用いただけます。給与振込、公共料金のお支払い、年金の自動受取などを一手に引き受けます。	自由	1円以上
貯蓄預金		個人の方限定で、お預け入れ残高に応じた金利が適用となり、必要なときはいつでもお引き出しができます。	自由	1円以上
納税準備預金		お利息は普通預金より高く、しかも税金がかかりません。	入金は自由 お引出は納税時	1円以上
通知預金		まとまったお金の短期運用に便利です。	7日以上	5,000円以上
当座預金		商取引にご利用いただく、手形・小切手の支払いのための預金です。預金保険機構により全額保護されます。	自由	1円以上
決済用普通預金		決済用にご利用いただく普通預金で、お利息はつきませんが残高にかかわりなく預金保険機構により全額保護されます。	自由	1円以上
定期積金	スーパー積金	毎月無理なくコツコツお積み立ていただく定期積金です。安全確実に財産の基礎をつくることができます。	1年～5年	月額掛金 1,000円以上
	あんしん積金	毎月お積み立ていただく定期積金に、保障がセットされた頼もしい定期積金です。	5年	月額掛金10,000円 月額掛金20,000円
	熟年積金	当組合で年金をお受け取りの方などを対象として、交通事故等により死亡された場合に、事故発生時の給付契約額と掛け込み残高の差額を補償として法定相続人の方へお支払いする定期積金です。	1年～5年	1回の掛込金額 5,000円以上 300,000円以内
	子育て支援定期積金「ひだまり」	契約時点で18歳未満のお子(孫)さまがおられる方に、上乗せした金利でお預け入れいただき、お子(孫)さまの写真付専用証書をお作りする定期積金です。	3年・4年・5年	月額掛金1万円 契約額36万円以上 350万円以内
	メンバーズ定期積金	個人の組合員の方を対象にした、スーパー積金より金利を上乗せした定期積金です。	1年～5年	契約額30万円以上
	ケンシンパートナー企業制度定期積金「シェイク・ハンズ」	「パートナー企業制度」をご契約いただいた事業所にお勤めされる個人の方限定の金利を上乗せした定期積金です。	1年～5年	契約額30万円以上
定期預金	スーパー定期	1か月からお預け入れでき、自由金利のメリットを活かしたお客さまの資産計画にあわせてお預け入れいただける定期預金です。	1か月～5年	1,000円以上
	大口定期	金利は自由金利で高利回りの定期預金です。	1か月～5年	1,000万円以上
	変動金利定期	お預け入れ期間中の金利は、その時々の金利情勢により6か月毎に変動する定期預金です。	2年・3年	1,000円以上
	サンフレッチェ広島応援定期	J1リーグ公式戦の順位に応じて利率が確定するコースと、順位に関わらず利率が確定しているコースと、新たな資金限定の金利優遇コースの3種類あり、サンフレッチェグッズプレゼントの特典がついた定期預金です。	1年・3年	10万円以上 1,000万円以内
	ふるさと応援定期預金 Let's“碁”(GO)	地域貢献型定期預金で地域文化の普及発展を応援しています。お預け入れ金額に応じて特産品プレゼントの特典があります。	1年・3年	10万円以上 1,000万円以内
	メンバーズ定期預金	個人の組合員の方を対象にした、スーパー定期より金利を上乗せした定期預金です。	1年・3年・5年	10万円以上
	熟年定期	当組合で年金をお受け取り、またはお受け取り手続きを完了されている皆さまに、スーパー定期より金利を上乗せした定期預金です。	1年・3年	1,000円以上 500万円以内
	退職金定期	当組合に退職金をお預け入れいただく方に、上乗せした金利でお預け入れいただける定期預金です。	1年・3年	100万円以上 退職金受取金以内
	年金予約定期	当組合で年金をお受け取りの予約をいただいた方で、満55歳以上65歳未満の方に、上乗せした金利でお預け入れいただける定期預金です。	1年	1,000円以上 500万円以内
財形	一般	お勤め先の財形制度を通じて、給与やボーナスから自動天引きによりまとまった財産形成ができます。財形住宅預金と財形年金預金については、合算で元金550万円までは非課税です。	3年以上	1,000円以上
	住宅		5年以上	
	年金		5年以上	

業務のご案内（融資業務）

個人ローン

種　類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
ケンシン住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築等の資金にご利用いただくローンです。セカンドハウス・店舗付住宅にも対応しております。	10,000万円以内	50年以内	保証会社の保証もしくは保証人1名
住宅ローン「フラット35」	最長ご融資期間35年、全期間固定金利で安定した返済計画を立てることができるローンです。ご融資と同時に住宅ローン債務を住宅金融支援機構が買い取りを行いますが、お客さまのご返済や各種お手続きは、すべてケンシンが行います。	8,000万円以内	35年以内	保証人不要。住宅金融支援機構が建物と敷地に第1順位の抵当権を設定させていただきます。
リフォームローン	住宅の増改築等に係る資金にご利用いただくローンです。	10万円～1,000万円	15年以内	保証会社の保証
フリーローン「けんじん」	住宅ローンセット型のフリーローンです。	500万円以内	40年以内	保証人1名以上
お手軽ローン	当組合に給与振込を指定されている方限定の、保証人が不要でお手軽にお申込みいただけるローンです。	10万円～100万円以内	5年以内	不要
快速フリーローン	一般勤労者、年金受給者、パート、専業主婦など幅広い職種の個人の方のほか個人事業者の方の事業資金にもご利用いただける使いみち自由のローンです。	10万円～500万円以内	6か月～10年以内	保証会社の保証
フリーローン「グッドチョイス」	ご融資利率は5段階、お使いみち自由。暮らしのプランに合わせてご利用いただくローンです。	10万円～1,000万円	10年以内	保証会社の保証
奨学ローン	入学金・授業料や在学中に必要な費用にご利用いただくローンです。	10万円～1,000万円	15年以内	保証会社の保証
カーライフローン	自家用車購入・修理・車検等にご利用いただくローンです。	10万円～1,000万円	10年以内	保証会社の保証
シルバーライフローン	年金受給者の皆さまにご利用いただくローンです。	10万円～100万円	5年以内	保証会社の保証
サポーターズローン	お使い道自由なローンです。（職域パートナー企業の役職員の皆さまには優遇があります。）	500万円以内	10年以内	保証人1名
FPローン	複数のローンをまとめて借り換え、返済額軽減を目的としたローンです。（職域パートナー企業の役職員の皆さまには優遇があります。）	500万円以内	10年以内	保証人1名以上
ケンシンカードローン「けんじん」	お使いみち自由で繰り返し利用可能なカードローンです。	100万円以内	3年毎に自動更新	原則不要
パックアルファ	お使いみち自由。総合口座にご融資枠３０万円をセットしたローンです。	30万円	3年毎に自動更新	保証会社の保証

事業者向け融資

種　類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間
ビジネスカードローン	カード1枚で簡単にご利用いただける事業者の皆さまの専用カードローンです。	100万円～2,000万円	1年もしくは2年（更新可）
ゆうゆうカードローン	中小零細事業者の皆さまの経営に必要な事業資金を繰り返しご利用いただけるカードローンです。	新規先1,000万円以内 既存先5,000万円以内	2年（更新可）
創業支援ローン	新事業、新分野進出を予定または開始後1年以内の法人・個人事業主を対象としたローンです。	1,000万円以内	運転7年・ 設備10年以内
無担保スピード保証	地域中小企業の皆さまの新規に必要な運転資金や設備資金をご利用いただける無担保の事業者ローンです。	3,000万円以内	10年以内
ビジネスローン「新戦力」	当組合と新規に取引を始められた事業者向け無担保ローンです。	2,000万円以内	10年以内
経営サポートOKローン	経営改善支援指定先への新規貸出および既存債務の集約を目的としたローンです。	1,000万円以内 および既存債務集約	手形貸付:1年以内 証書貸付:15年以内
商売安定	中小零細事業者の皆さまの安定した資金繰りをお手伝いする無担保の事業者ローンです。	100万円～1,000万円	6か月～7年以内
水軍ローン	尾三地区で造船関連業を営む皆さまの経営に必要な運転資金を無担保でご利用いただけるローンです。	100万円～2,000万円	6か月～5年以内
青果組合員特別資金	青果組合員の皆さま限定の無担保の事業者ローンです。	100万円～1,000万円	6か月～7年以内
広島県医師会・歯科医師会制度融資	広島県医師会・広島県歯科医師会と提携した、医師会・歯科医師会の会員である開業医またはその勤務医およびそのご家族の方が必要な資金にご利用いただける融資制度です。	平均月収の15倍以内（住宅資金は6,000万円以内）	運転10年・ 教育15年・ 設備30年・ 住宅35年以内

業務のご案内（その他）

インターネットバンキング

当組合の営業エリアにお住まいもしくは職場がある個人のお客さま、および当組合の営業エリアで事業を営んでおられる法人・個人事業主さまで、当組合の普通預金または当座預金をお持ちの方、ならびにインターネットに接続可能なパソコンおよびEメールアドレスをお持ちの方はインターネットバンキングにお申込みいただけます。

インターネットバンキングにお申込み後、ご自宅および事業所のパソコン等からご契約口座の「照会」、「振込・振替」、「データ伝送」、「税金・各種料金の払込（ペイジー）」のサービスをご利用いただけます。

セキュリティについて

1. 不正送金やフィッシングの脅威からお客さまを守るPhishWallプレミアムを採用しています。
2. パスワードの漏えいを防ぐため、ワンタイムパスワード（ハードウェアトークン・ソフトウェアトークン）を採用しています。パスワードはソフトウェアキーボードで入力してください。（注1）
3. なりすましなど、第三者による不正利用を防止することができる電子証明書を採用しています。（注2）

※（注1）法人の方は、事前申込が必要です。
※（注2）法人の方のみご利用でき、事前申込が必要です。

照会	残高照会	最新の残高がご照会いただけます。
	入出金明細照会	3か月前からの明細がご照会いただけます。
振込・振替	即時・予約	窓口に出向くことなく、資金移動ができます。 法人の予約は、28日先までご指定いただけます。 個人の予約は、15営業日先までご指定いただけます。
データ伝送	総合振込 給与（賞与） 振込・予約	複数の資金移動が同時にできるサービスです。 予約は、25営業日先までご指定いただけます。
税金・各種料金の払込（ペイジー）	ペイジー収納サービス Pay-easy（ペイジー）	ご自宅に届いた税金や国民年金保険料などの納付書にペイジーマークが入っている場合、窓口に出向くことなく、インターネットバンキングにより手数料無料で払込ができます。 また、支払方法に「ペイジー」があるネットショップで取扱金融機関に当組合がある場合、手数料無料で払込ができます。

インターネットバンキング「API 連携サービス」

ケンシンインターネットバンキングの代表口座およびサービス口座として登録済の普通預金または当座預金を、API連携事業者が提供する家計簿アプリやクラウド会計ソフト等と連携することができるようになりました。連携することにより、家計簿アプリやクラウド会計ソフト等に口座残高や入出金明細を自動反映することができます。API 連携が可能なサービスについては、ホームページで内容をご確認ください。※ https://www.hiroshima-kenshin.co.jp

スマートフォン「しんくみアプリ with CRECO」

キャッシュカード発行済の普通預金をお持ちの個人のお客さま向けに、無料でご利用いただけるスマートフォンアプリの取り扱いを開始しました。（通信費用はお客さまのご負担となります。）普通預金の残高・入出金明細、定期預金明細、各種クレジットカードのご利用状況などお手軽に便利にご覧いただけます。

でんさいネット

全国銀行協会が設立した「でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）」において「でんさい（電子記録債権）」による決済や譲渡、割引手形などの各種取引を取り扱っております。

内国為替業務

ケンシンの本支店はもちろん、国内金融機関どこでも正確・迅速にご送金・お振り込みをいたします。

外国為替業務

全国信用協同組合連合会を介して、海外への送金を行っております。ご利用の際は、お近くの窓口へお問い合わせください。

公共事業の前払金制度

西日本建設業保証株式会社（保証会社）との間に締結された契約に基づき、建設業の皆さまに保証会社の保証を条件として、着工時に請負代金の前払いをする制度を取り扱っております。運転資金の効率的な運用方法としてご利用ください。

しんくみ経営者年金

財形年金や税制適格企業年金の対象にならない経営者の皆さまに、ゆとりある老後をお過ごしいただくために、信用組合独自の「しんくみ経営者年金」を取り扱っております。将来の生活設計に合わせてプランを選択でき、各種税務上の特典もあります。

代金回収サービス（HIT-LINE）

広島県内に本店のある金融機関のネットワーク網を利用し、お客さまの売上代金などあらゆる代金を預金口座振替により、クイックに回収する便利なサービスです。

「PayPay」等との口座連携サービス

キャッシュカード発行済の普通預金口座をお持ちの個人のお客さまを対象として、QRコード決済サービス「PayPay」、「J-Coin Pay」、「Bank Pay」との口座連携サービスを取り扱っております。

国債窓販業務

新規に発行される利付国債（2年・5年・10年）および個人向け国債（3年固定金利型・5年固定金利型・10年変動金利型）の販売をしております。

保険窓販業務

損害保険代理店として、住宅ローンや賃貸物件関連の長期火災保険の取り扱いをしております。

全国キャッシュサービス（SANCS・MICS）

ケンシンのキャッシュカードは、全国の金融機関のATMでご利用いただけます。（法人カード・事業者カードは除きます。）

デビットカードサービス

「J−Debit」の表示があるお店で、お買物やご飲食等のご利用代金を、ケンシンキャッシュカードにてお支払いいただけます。

e-Tax、eLTAXのご利用

「国税電子申告・納税システム（e-Tax イータックス）」、「地方税共通納税システム（eLTAX エルタックス）」で納付可能な税金を当組合の口座（普通預金、当座預金）から払込いただけます。

広島県信用組合「お客さま満足度アンケート」の実施結果

1 「お客さま満足度アンケート」の実施目的

お客さまの貴重なご意見・ご要望等をお聞かせいただき、より一層充実した商品・サービス等をご提供するために、「お客さま満足度アンケート」を実施させていただきました。

今後とも、定期的に同様のアンケートを行うことにより、お客さま満足度の向上に努めてまいります。

2 「お客さま満足度アンケート」の実施概要

実 施 期 間・・・令和6年3月21日～令和6年4月17日
調査対象者・・・当組合でお取引をいただいておりますお客さま（2,000名）
回　収　率・・・52.80%（1,056名）
調 査 方 法・・・郵送および店頭配布

3 ご回答いただいたお客さまについて

4 金融機関を選ぶ際、重視する点は何ですか？

5 当組合では、主に何を利用されていますか？

6 利用店舗または窓口係の印象について

7 得意先係の印象について

アンケートの自由記述欄にいただいたご意見・ご要望を踏まえた取り組み

ご意見・ご要望	取り組み内容
当組合の認知度向上について	当組合は令和5年4月に創立70周年を迎え、お客さまにとって身近で信頼される存在であり続ける当組合の指針をPRするため、ホームページのリニューアル、YouTube公式チャンネル開設、イメージソングを制作し、地域の皆さまへの思いを歌詞やメロディーに込めています。また、令和6年2月の「エディオンピースウイング広島」のオープン時に、スタジアムを訪れた方の集う待ち合わせ場所になってほしいという願いを込めて、約2メートルの「サンチェ像」を寄贈しました。 これからも、様々な企画を通じて、当組合の認知度向上へ向けて取り組んでまいります。
商品のPRについて	地域のスポーツ振興を目的とした「サンフレッチェ広島応援定期預金」や地域の活性化を応援する「ふるさと応援定期預金 Let's“碁(GO!)”」等は、テレビおよびラジオCM、新聞広告、折込チラシ等で、たくさんのお客さまにお伝えできるよう努めております。加えて「サンフレッチェ広島応援定期預金」発売記念イベントを行い、ラジオの生放送PRを行いました。当組合のホームページでも、定期的にキャンペーン商品をご案内させていただいております。お近くの店舗、または、フリーダイヤルでのご質問も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

アンケート回答にご協力いただきまして誠にありがとうございました。
皆さまからのご意見を真摯に受け止め、更にお客さまのお役に立てる金融機関を目指してまいります。
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

貸借対照表

金額表示は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	第70期 令和5年3月31日現在	第71期 令和6年3月31日現在
(資産の部)	千円	千円
現金	**1,890,780**	**2,211,499**
預け金	**77,118,469**	**70,431,426**
有価証券	**39,181,833**	**40,068,602**
国債	2,713,420	3,591,991
地方債	18,666,289	19,959,477
社債	14,951,470	14,603,710
株式	133,815	165,812
その他の証券	2,716,837	1,747,611
貸出金	**257,270,058**	**268,721,675**
割引手形	1,145,676	690,587
手形貸付	32,291,242	30,967,709
証書貸付	219,470,683	231,578,592
当座貸越	4,362,456	5,484,785
その他資産	**1,460,279**	**1,875,389**
未決済為替貸	56,269	99,208
全信組連出資金	1,074,200	1,074,200
前払費用	1,649	1,649
未収収益	225,724	267,969
その他の資産	102,435	432,362
有形固定資産	**5,238,889**	**5,102,742**
建物	2,216,600	2,104,330
土地	2,692,402	2,692,402
リース資産	25,323	24,117
建設仮勘定	—	9,250
その他の有形固定資産	304,563	272,642
無形固定資産	**86,713**	**63,364**
ソフトウェア	72,503	49,154
その他の無形固定資産	14,209	14,209
繰延税金資産	**553,233**	**529,594**
債務保証見返	**179,009**	**434,904**
貸倒引当金	**△ 3,494,977**	**△ 3,710,897**
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,810,745)	(△ 1,773,829)
資産の部合計	**379,484,288**	**385,728,300**

科目	第70期 令和5年3月31日現在	第71期 令和6年3月31日現在
(負債の部)	千円	千円
預金積金	**356,021,672**	**363,285,064**
当座預金	3,596,982	3,618,066
普通預金	82,330,949	81,958,666
貯蓄預金	74,481	76,863
通知預金	193,854	246,708
定期預金	257,207,497	264,939,832
定期積金	7,992,562	7,301,817
その他の預金	4,625,344	5,143,110
借用金	**1,800,000**	**—**
その他負債	**2,052,652**	**1,767,922**
未決済為替借	108,381	158,871
未払費用	668,520	643,908
給付補填備金	8,317	7,516
未払法人税等	347,444	9,436
前受収益	389,797	323,160
払戻未済金	124,063	224,554
職員預り金	252,328	243,774
リース債務	18,780	16,461
資産除去債務	45,478	45,971
その他の負債	89,540	94,265
賞与引当金	**78,115**	**80,020**
役員賞与引当金	**4,225**	**4,225**
退職給付引当金	**153,260**	**158,427**
役員退職慰労引当金	**39,982**	**42,242**
睡眠預金払戻損失引当金	**16,430**	**16,774**
偶発損失引当金	**68,889**	**106,222**
再評価に係る繰延税金負債	**338,127**	**338,127**
債務保証	**179,009**	**434,904**
負債の部合計	**360,752,364**	**366,233,930**
(純資産の部)		
出資金	**8,880,790**	**9,219,585**
普通出資金	8,520,790	8,859,585
その他の出資金	360,000	360,000
資本剰余金	**28,372**	**28,372**
その他資本剰余金	28,372	28,372
利益剰余金	**9,099,616**	**9,567,938**
利益準備金	3,050,000	3,500,000
その他利益剰余金	6,049,616	6,067,938
特別積立金	5,000,000	5,200,000
(経営基盤整備積立金)	(1,700,000)	(1,900,000)
当期未処分剰余金	1,049,616	867,938
組合員勘定計	**18,008,779**	**18,815,895**
その他有価証券評価差額金	△ 50,088	△ 143,048
土地再評価差額金	773,233	821,522
評価・換算差額等合計	**723,144**	**678,474**
純資産の部合計	**18,731,923**	**19,494,370**
負債及び純資産の部合計	**379,484,288**	**385,728,300**

損益計算書

金額表示は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	第70期 令和4年4月1日～令和5年3月31日	第71期 令和5年4月1日～令和6年3月31日
	千円	千円
経常収益	**6,247,255**	**6,552,626**
資金運用収益	5,676,298	5,960,176
貸出金利息	5,277,625	5,561,888
預け金利息	113,060	106,512
有価証券利息配当金	215,164	219,619
その他の受入利息	70,447	72,156
役務取引等収益	460,465	422,511
受入為替手数料	71,860	72,350
その他の役務収益	388,604	350,160
その他業務収益	36,756	68,274
国債等債券償還益	375	—
その他の業務収益	36,381	68,274
その他経常収益	73,734	101,664
貸倒引当金戻入益	8,419	—
償却債権取立益	54,528	63,741
その他の経常収益	10,786	37,922
経常費用	**4,891,801**	**5,788,550**
資金調達費用	449,896	465,885
預金利息	443,166	459,628
給付補填備金繰入額	4,421	4,137
その他の支払利息	2,308	2,119
役務取引等費用	302,379	363,948
支払為替手数料	35,237	34,995
その他の役務費用	267,142	328,952
その他業務費用	2,059	7,915
国債等債券償還損	1,533	443
その他の業務費用	526	7,471
経費	3,123,694	3,169,222
人件費	2,024,691	2,033,961
物件費	973,541	1,014,631
税金	125,462	120,628
その他経常費用	1,013,770	1,781,579
貸倒引当金繰入額	—	358,302
貸出金償却	696,821	1,095,819
株式等売却損	8,178	—
株式等償却	10,102	11,458
その他資産償却	46,320	46,941
その他の経常費用	252,347	269,057
経常利益	**1,355,453**	**764,076**

科目	第70期 令和4年4月1日～令和5年3月31日	第71期 令和5年4月1日～令和6年3月31日
	千円	千円
特別利益	**—**	**36,323**
固定資産処分益	—	8,363
子会社清算益	—	27,959
特別損失	**17,717**	**19,524**
固定資産処分損	17,717	19,524
税引前当期純利益	**1,337,736**	**780,875**
法人税、住民税及び事業税	357,655	5,986
法人税等調整額	78,612	59,182
法人税等合計	**436,267**	**65,169**
当期純利益	**901,468**	**715,705**
繰越金(当期首残高)	**148,147**	**200,521**
再評価差額金取崩額	**—**	**△ 48,289**
当期未処分剰余金	**1,049,616**	**867,938**

剰余金処分計算書

科目	第70期 令和4年4月1日～令和5年3月31日	第71期 令和5年4月1日～令和6年3月31日
	千円	千円
当期未処分剰余金	**1,049,616**	**867,938**
当期未処分剰余金処分額	**849,094**	**721,932**
利益準備金	450,000	400,000
普通出資配当	199,094	221,932
	(年 2.5%)	(年 2.5%)
特別積立金	200,000	100,000
(経営基盤整備積立金)	(200,000)	(100,000)
繰越金(当期末残高)	**200,521**	**146,005**

法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書及び注記につきましては、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

私は、当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書の適正性および同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月17日 広島県信用組合

理事長 深山春幸

注記事項

貸借対照表の注記事項

1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3 土地の再評価に関する法律（平成 10 年法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

評価差額	1,159 百万円
再評価に係る繰延税金負債	338 百万円
土地再評価差額金	821 百万円

(1) 再評価を行った年月日　平成 10 年 3 月 31 日
(2) 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額　843 百万円
(3) 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額　2,003 百万円
(4) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△ 562 百万円となっております。

4 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は、建物は 30 年～ 39 年、その他は 3 年～ 18 年となっております。

5 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における5年以内の利用可能期間に基づいて償却しております。

6 外貨建の資産（外国通貨）は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、下記部分直接償却額減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が第 1 次査定を実施し、営業担当部署から独立した経営支援部が第 2 次査定を行い、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額及び上記個別貸倒引当金計上額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。
破綻先及び実質破綻先に対する部分直接償却額　1,529 百万円

8 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく自己都合退職による当期末要支給額相当額を計上しております。
当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当組合が加入していた全国信用組合厚生年金基金は、令和3年2月 23 日付で代行返上・DB移行に係る厚生労働大臣の認可を受け令和 3 年 3 月 1 日付で解散しました。また、同日に全国信用組合企業年金基金が設立され、当組合は全国信用組合企業年金基金に加入しました。
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和 5 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	219,079百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	216,116百万円
差引額	2,962百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自令和 4 年 4 月 1 日　至令和 5 年 3 月 31 日）1.935%
(3) 補足説明
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 11,094 百万円および別途積立金 14,056 百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 9 年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金 25 百万円を費用処理しております。なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、）上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

11 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

13 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

14 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

15 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

16 会計上の見積りに関する注記
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金　3,710 百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 7 に記載しております。
主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に関する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、為替の変動リスクに晒される外貨建有価証券については、当組合は保有しておりません。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、融資審議会や定期的に常勤理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には、経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を統合的に把握し、月次ベースで常勤理事会に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、経営企画部で市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経営企画部を通じ、常勤理事会において定期的に報告されております。
(iv) 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間 1 年、過去 5 年の観測期間で計測される 99 パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の 99 パーセンタイル値を用いた経済価値は、2,119 百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動を生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
さらに、「有価証券」の市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合の VaR は分散共分散法（保有期間 6 カ月、信頼区間 99%、観測期間 1 年）により算出しており、令和 6 年 3 月 31 日現在で市場リスク量（損失額の推計値）は、有価証券で 1,034 百万円であります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

18 金融商品の時価等に関する事項
令和 6 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性に乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	70,431	70,193	△ 238
(2) 有価証券	39,954	39,895	△ 59
満期保有目的	4,534	4,475	△ 59
その他有価証券	35,419	35,419	―
(3) 貸出金（*1）	268,721		
貸倒引当金（*2）	△ 3,710		
	265,010	266,894	1,884
金融資産計	375,397	376,983	1,586
(1) 預金積金	363,285	362,318	△ 967
金融負債計	363,285	362,318	△ 967

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 31 号　令和 3 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注 1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、預け金のうち仕組預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①６ヵ月以上延滞債権については、その帳簿価額

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（OIS レート等）で割り引いた価額

なお、仕組貸出については、取引金融機関から提示された価格によっております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。　(単位：百万円)

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式　(*1)	60
全信組連出資金等　(*1)	1,074
組合出資金　(*2)	53
合　計	1,187

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

19 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下 23 まで同様であります。
(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】　(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
国　債	687	690	2
地方債	850	854	4
社　債	—	—	—
その他	—	—	—
小　計	1,537	1,544	7

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
国　債	1,901	1,844	△ 56
地方債	1,095	1,085	△ 9
社　債	—	—	—
その他	—	—	—
小　計	2,997	2,930	△ 66
合　計	4,534	4,475	△ 59

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】　(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
株　式	105	75	30
債　券	9,518	9,409	109
国　債	712	704	8
地方債	4,376	4,299	77
社　債	3,716	3,700	16
その他	712	705	7
その他	720	671	49
小　計	10,344	10,156	188

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
株　式	—	—	—
債　券	24,813	25,195	△ 381
国　債	289	296	△ 6
地方債	13,636	13,900	△ 263
社　債	10,887	10,998	△ 111
その他	—	—	—
その他	261	266	△ 5
小　計	25,075	25,461	△ 386
合　計	35,419	35,617	△ 197

20 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
21 当期中に売却したその他有価証券はありません。
22 当期中に保有目的を変更した債券はありません。
23 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。　(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債　券	5,405	14,963	14,302	4,196
国　債	500	212	1,175	1,703
地方債	1,002	6,587	11,738	631
社　債	3,702	7,861	1,178	1,860
その他	200	301	210	—
その他	—	—	—	—
合　計	5,405	14,963	14,302	4,196

24 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	529 百万円
危険債権額	3,932 百万円
三月以上延滞債権額	108 百万円
貸出条件緩和債権	7,739 百万円
合計額	12,309 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。
これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 690 百万円であります。
26 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,826 百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
27 有形固定資産の減価償却累計額　3,279 百万円
28 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　72 百万円
29 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,097 百万円
貸出金償却損金算入限度超過額	11 百万円
減価償却超過額	115 百万円
退職給付引当金	43 百万円
賞与引当金	22 百万円
役員退職慰労引当金	11 百万円
偶発損失引当金	29 百万円
未払事業税	0 百万円
その他有価証券評価差額	54 百万円
その他	44 百万円
繰延税金資産小計	1,430 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 894 百万円
繰延税金資産合計	536 百万円
繰延税金負債	
その他	6 百万円
繰延税金負債合計	6 百万円
繰延税金資産の純額	529 百万円

30 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産に対応する資産　　預け金　15,000 百万円
上記のほか、公金取扱い、為替取引、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 3,106 百万円を担保として提供しております。
31 出資１口当たりの純資産額は、1,100 円 18 銭です。
32 その他の出資金 360 百万円は、平成 13 年 3 月 31 日に当組合が発行した優先出資金を、平成 22 年 10 月 1 日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 15 条第 1 項第 1 号の規程に基づき消却したことにより、その他の出資金に振り替えたものであります。

損益計算書の注記事項

1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2 出資1口当たりの当期純利益 40 円 13 銭（期中平均出資口数に基づいて算出しております。）
3 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（令和 2 年 3 月 31 日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、322,223 千円であります。
4 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

損益の状況

◆運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位：百万円)

項目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	374,566	5,676	1.51%	377,322	5,960	1.57%
うち貸出金	246,975	5,277	2.13%	265,279	5,561	2.09%
うち預け金	86,300	113	0.13%	71,267	106	0.14%
うち有価証券	40,214	215	0.53%	39,701	219	0.55%
資金調達勘定	359,033	449	0.12%	360,016	465	0.12%
うち預金積金	354,049	447	0.12%	359,363	463	0.12%
うち借用金	4,716	—	0.00%	388	—	0.00%

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和４年度 96 百万円、令和５年度８百万円）を控除して表示しております。
なお、金銭信託等運用見合額および金銭信託等運用見合費用はありません。

◆業務粗利益および業務純益等

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	5,676,298	5,960,176
資金調達費用	449,896	465,885
資金運用収支	5,226,402	5,494,291
役務取引等収益	460,465	422,511
役務取引等費用	302,379	363,948
役務取引等収支	158,085	58,562
その他業務収益	36,756	68,274
その他業務費用	2,059	7,915
その他の業務収支	34,697	60,359
業務粗利益	5,419,184	5,613,213
業務粗利益率	1.44%	1.48%
業務純益	2,295,489	2,191,154
実質業務純益	2,295,489	2,443,991
コア業務純益	2,296,647	2,444,435
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	2,296,647	2,444,435

（注）1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（令和４年度・令和５年度費用はともにありません。）を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

3. 業務純益 = 業務収益 − (業務費用 − 金銭の信託運用見合費用)

4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益 = 実質業務純益 − 国債等債権損益

◆その他業務利益の内訳

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
その他業務収益	36,756	68,274
国債等債券償還益	375	—
国債等債券売却益	—	—
その他の業務収益	36,381	68,274
その他業務費用	2,059	7,915
国債等債券償還損	1,533	443
国債等債券売却損	—	—
その他業務費用	526	7,471
その他業務利益	34,697	60,359

◆役務取引の状況

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
役務取引等収益	460,465	422,511
受入為替手数料	71,860	72,350
その他の受入手数料	87,836	95,327
その他の役務収益	300,767	254,832
役務取引等費用	302,379	363,948
支払為替手数料	35,237	34,995
その他の支払手数料	1,039	1,391
その他の役務費用	266,103	327,560
役務取引等利益	158,085	58,562

◆受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	197,348	283,877
支払利息の増減	15,545	15,988

◆経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
人件費	2,024,691	2,033,961
報酬給料手当	1,658,956	1,662,238
退職給付費用	95,344	96,019
その他	270,390	275,703
物件費	973,541	1,014,631
事務費	340,006	346,924
固定資産費	173,084	174,407
事業費	73,923	107,465
人事厚生費	39,494	42,817
減価償却費	297,730	292,290
その他	49,302	50,726
税金	125,462	120,628
経費合計	3,123,694	3,169,222

営業の状況　預金業務

◆預金種目別平均残高

(単位：百万円)

種目		令和4年度		令和5年度	
		金額	構成比	金額	構成比
流動性預金		90,016	25.42%	90,209	25.10%
定期性預金		263,467	74.42%	268,526	74.72%
	うち定期積金	8,026	2.27%	7,660	2.13%
その他の預金		565	0.16%	627	0.17%
合計		354,049	100.00%	359,363	100.00%

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
3. その他の預金＝別段預金＋納税準備預金

◆預金者別残高

(単位：百万円)

区分		令和4年度		令和5年度	
		金額	構成比	金額	構成比
個人		305,006	85.67%	311,358	85.71%
法人		51,015	14.33%	51,926	14.29%
	一般法人	38,834	10.91%	40,365	11.11%
	金融機関	4,517	1.27%	5,120	1.41%
	公金	3,706	1.04%	2,213	0.61%
	その他	3,956	1.11%	4,227	1.16%
合計		356,021	100.00%	363,285	100.00%

◆定期預金種類別残高

(単位：百万円)

科目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	257,206	100.00%	264,938	100.00%
変動金利	1	0.00%	1	0.00%
その他	―	―	―	―
合計	257,207	100.00%	264,939	100.00%

◆財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
財形貯蓄残高	87	93

営業の状況　諸比率

◆総資産利益率

項目	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.35%	0.19%
総資産当期純利益率	0.23%	0.18%

（注）総資産経常(当期純)利益率＝$\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}}\times 100$

◆総資金利鞘

項目	令和4年度	令和5年度
資金運用利回(a)	1.51%	1.57%
資金調達原価率(b)	0.99%	1.00%
総資金利鞘(a−b)	0.52%	0.56%

（注）資金運用利回＝$\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}}\times 100$

資金調達原価率＝$\frac{\text{資金調達費用−金銭の信託運用見合費用+経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}}\times 100$

◆預貸率および預証率

項目		令和4年度	令和5年度
預貸率	(期中平均)	69.75%	73.81%
	(期末)	72.26%	73.96%
預証率	(期中平均)	11.35%	11.04%
	(期末)	11.00%	11.02%

◆常勤役職員１人当たりの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
常勤役職員１人当たりの預金残高	1,130	1,142
常勤役職員１人当たりの貸出金残高	816	845

◆１店舗当たりの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
１店舗当たりの預金残高	14,834	15,136
１店舗当たりの貸出金残高	10,719	11,196

営業の状況

◆貸出金種類別平均残高

(単位：百万円)

科目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	1,087	0.44%	1,040	0.39%
手形貸付	30,482	12.34%	32,595	12.29%
証書貸付	211,105	85.48%	226,646	85.44%
当座貸越	4,300	1.74%	4,997	1.88%
合計	246,975	100.00%	265,279	100.00%

◆貸出金使途別残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	95,469	37.11%	96,000	35.72%
設備資金	161,800	62.89%	172,721	64.28%
合計	257,270	100.00%	268,721	100.00%

◆貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出	74,154	28.82%	83,708	31.15%
変動金利貸出	183,116	71.18%	185,013	68.85%
合計	257,270	100.00%	268,721	100.00%

◆貸出金担保別残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	816	0.32%	1,160	0.43%
有価証券	41	0.02%	36	0.01%
動産	1,476	0.57%	1,405	0.52%
不動産	179,587	69.80%	183,381	68.24%
その他	—	0.00%	—	0.00%
小計	181,922	70.71%	185,983	69.21%
保証協会・保証会社	36,029	14.00%	45,067	16.77%
保証人	34,489	13.41%	29,940	11.14%
信用	4,829	1.88%	7,729	2.88%
合計	257,270	100.00%	268,721	100.00%

◆消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	6,293	10.35%	6,318	9.33%
住宅ローン	54,508	89.65%	61,398	90.67%
合計	60,802	100.00%	67,716	100.00%

◆貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円)

業種別	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	11,476	4.46%	11,105	4.13%
農業、林業	293	0.11%	302	0.11%
漁業	174	0.07%	195	0.07%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.00%	3	0.00%
建設業	25,547	9.93%	25,663	9.55%
電気・ガス・熱供給・水道業	429	0.17%	498	0.19%
情報通信業	280	0.11%	264	0.10%
運輸業、郵便業	8,908	3.46%	9,013	3.35%
卸売業、小売業	16,872	6.56%	15,858	5.90%
金融業、保険業	3,157	1.23%	3,158	1.18%
不動産業	84,843	32.98%	91,357	34.00%
物品賃貸業	341	0.13%	313	0.12%
学術研究、専門・技術サービス	3,463	1.35%	3,279	1.22%
宿泊業	3,594	1.40%	3,161	1.18%
飲食業	4,444	1.73%	4,130	1.54%
生活関連サービス業、娯楽業	5,550	2.16%	4,850	1.80%
教育、学習支援業	470	0.18%	791	0.29%
医療、福祉	5,060	1.97%	5,298	1.97%
その他のサービス業	9,332	3.63%	9,463	3.52%
その他の産業	464	0.18%	449	0.17%
小計	184,710	71.80%	189,158	70.39%
地方公共団体	675	0.26%	1,033	0.38%
個人	71,883	27.94%	78,529	29.22%
合計	257,270	100.00%	268,721	100.00%

◆代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
(株)商工組合中央金庫	17	25
(株)日本政策金融公庫	37	29
(独)住宅金融支援機構	1,523	1,457
(独)福祉医療機構	2	2
その他	—	—
合計	1,580	1,514

（注）住宅金融支援機構の残高には、年金併せ貸を含みます。

◆貸倒引当金の残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	増減額	金額	増減額
一般貸倒引当金	1,684	5	1,937	252
個別貸倒引当金	1,810	△43	1,773	△36
合計	3,494	△37	3,710	215

◆貸出金償却額

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	増減額	金額	増減額
貸出金償却額	696	△355	1,095	398

◆協金法開示債権（リスク管理債権）および金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円）

区分		年度	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 C/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		令和4年度	1,516	1,320	195	100.00%	100.00%
		令和5年度	529	438	90	100.00%	100.00%
危険債権		令和4年度	4,103	1,411	1,614	73.76%	60.00%
		令和5年度	3,932	1,127	1,682	71.46%	60.00%
要管理債権		令和4年度	6,784	2,210	812	44.56%	17.77%
		令和5年度	7,848	2,558	953	44.74%	18.02%
	三月以上延滞債権	令和4年度	94	51	11	66.14%	26.13%
		令和5年度	108	50	13	58.60%	22.69%
	貸出条件緩和債権	令和4年度	6,689	2,159	801	44.25%	17.69%
		令和5年度	7,739	2,507	940	44.55%	17.97%
小計		令和4年度	12,404	4,943	2,623	60.99%	35.16%
		令和5年度	12,309	4,123	2,727	55.65%	33.31%
正常債権		令和4年度	245,155				
		令和5年度	257,012				
合計		令和4年度	257,559				
		令和5年度	269,321				

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。なお資産の自己査定により「実質破綻先」及び「破綻先」と判断した先のⅣ分類（1,529 百万円）について、部分直接償却を実施しております。

◆内国為替取扱実績

（単位：件、百万円）

区分		令和4年度		令和5年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	263,685	217,707	291,339	220,473
	他の金融機関から	298,119	210,395	301,386	228,824
代金取立	他の金融機関向け	119	87	2	1
	他の金融機関から	258	144	24	6

◆外国為替取扱高

（単位：米ドル）

項目		令和4年度	令和5年度
貿易		－	－
	輸出	－	－
	輸入	－	－
貿易外		－	17,541
合計		－	17,541

◆外貨建資産残高

残高はございません。

営業の状況

証券業務

◆有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

区　分	令和4年度		令和5年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
国債	2,105	5.23%	2,956	7.45%
地方債	18,755	46.64%	19,501	49.12%
社債	16,528	41.10%	14,935	37.62%
株式	143	0.36%	130	0.33%
その他の証券	2,681	6.67%	2,177	5.48%
合　計	40,214	100.00%	39,701	100.00%

（注）当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

◆有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

	令和4年度						令和5年度					
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	種類別合計	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	種類別合計
国債	—	721	294	1,697	—	2,713	500	212	1,175	1,703	—	3,591
地方債	100	6,436	11,487	641	—	18,666	1,002	6,587	11,738	631	—	19,959
社債	1,401	10,223	1,373	1,953	—	14,951	3,702	7,861	1,178	1,860	—	14,603
株式	—	—	—	—	133	133	—	—	—	—	165	165
その他の証券	998	703	209	—	804	2,716	200	301	210	—	1,035	1,747
合　計	2,500	18,085	13,365	4,291	938	39,181	5,405	14,963	14,302	4,196	1,200	40,068

◆有価証券の時価等情報

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,410	1,440	30	687	690	2
	地方債	50	50	0	850	854	4
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,460	1,490	30	1,537	1,544	7
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	287	287	0	1,901	1,844	△56
	地方債	395	392	△2	1,095	1,085	△9
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	682	680	△2	2,997	2,930	△66
合　計		2,142	2,170	27	4,534	4,475	△59

（注）上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

○市場価格のない株式および組合出資金

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	52	60
全信組連出資金等	1,075	1,074
組合出資金	35	53
合　計	1,163	1,187

（注）1. 非上場株式および全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

○その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	81	75	6	105	75	30
	国債	721	705	16	712	704	8
	地方債	7,819	7,699	119	4,376	4,299	77
	社債	5,045	5,001	44	3,716	3,700	16
	その他	1,441	1,395	45	1,432	1,376	56
	小計	15,111	14,878	232	10,344	10,156	188
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	国債	294	296	△2	289	296	△6
	地方債	10,401	10,600	△198	13,636	13,900	△263
	社債	9,905	9,998	△92	10,887	10,998	△111
	その他	1,238	1,245	△7	261	266	△5
	小計	21,839	22,141	△301	25,075	25,461	△386
合　計		36,950	37,020	△69	35,419	35,617	△197

（注）1. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
2. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含んでおりません。

◆商品有価証券の種類別平均残高

残高はございません。

◆公共債窓販実績

(単位：百万円)

項　目	令和4年度	令和5年度
国債	—	7

◆公共債引受額

該当はございません。

◆先物取引の時価情報

残高はございません。

◆オプション取引の時価情報

残高はございません。

◆オフバランス取引の状況

残高はございません。

（注）オフバランス取引とは、金利スワップ・通貨スワップ・先物外国為替取引・金利オプション（買）・通貨オプション（買）・その他金融派生商品をいいます。

自己資本の充実の状況について

Ⅰ．自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　目	令和４年度	令和５年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	17,809	18,593
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,909	9,247
うち、利益剰余金の額	9,099	9,567
うち、外部流出予定額（△）	199	221
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,753	2,043
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,753	2,043
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	50	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	19,612	20,637
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	62	45
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	62	45
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	62	45
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	19,550	20,591
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	225,657	234,180
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,111	—
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,111	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,878	10,218
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額　（ニ）	235,535	244,399
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.30%	8.42%

（注）1.「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。
2.「うち、一般貸倒引当金コア資本算入額」には、偶発損失引当金のうち、一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

自己資本の充実の状況について

Ⅱ．定量的な開示事項

◆自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	225,657	9,026	234,180	9,367
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	223,610	8,944	233,029	9,321
（ⅰ）ソブリン向け	949	37	1,450	58
（ⅱ）金融機関向け	16,261	650	15,020	600
（ⅲ）法人等向け	56,846	2,273	56,314	2,252
（ⅳ）中小企業等・個人向け	43,535	1,741	47,930	1,917
（ⅴ）抵当権付住宅ローン	9,626	385	9,737	389
（ⅵ）不動産取得等事業向け	80,629	3,225	87,401	3,496
（ⅶ）三月以上延滞等	1,449	57	471	18
（ⅷ）出資等	37	1	53	2
出資等のエクスポージャー	37	1	53	2
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
（ⅸ）他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
（ⅹ）信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,074	42	1,074	42
（ⅺ）その他	13,200	528	13,574	542
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	935	37	1,150	46
ルック・スルー方式	935	37	1,150	46
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250％）	—	—	—	—
蓋然性方式（400％）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250％）	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,111	44		
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8％で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ．オペレーショナル・リスク	9,878	395	10,218	408
ハ．総所要自己資本額（イ＋ロ）	235,535	9,421	244,399	9,775

（注）1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4.「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5.「その他」とは、(i) ～ (vii) に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. 当組合は、オペレーショナル・リスクについて基礎的手法を採用しています。
〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

◆信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高〈業種別および残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引		その他			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	381,067	388,726	257,449	269,156	36,331	38,155	—	—	87,286	81,414	1,598	934
国外	1,912	712	—	—	1,912	712	—	—	—	—	—	—
地域別合計	382,979	389,439	257,449	269,156	38,243	38,867	—	—	87,286	81,414	1,598	934
製造業	16,780	16,558	11,505	11,295	5,275	5,263	—	—	—	—	70	83
農業、林業	293	302	293	302	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	174	195	174	195	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	4	3	4	3	—	—	—	—	—	—	—	3
建設業	26,144	26,260	25,547	25,663	597	596	—	—	—	—	121	114
電気、ガス、熱供給、水道業	2,696	2,688	429	498	2,185	2,084	—	—	81	105	—	—
情報通信業	683	667	280	264	399	398	—	—	4	4	—	9
運輸業、郵便業	9,715	9,728	8,925	9,039	789	688	—	—	—	—	5	28
卸売業、小売業	17,769	16,653	16,872	15,858	897	794	—	—	0	0	159	57
金融業、保険業	85,950	77,969	3,157	3,158	4,519	3,208	—	—	78,274	71,603	—	—
不動産業	87,037	93,842	84,958	91,562	1,310	1,298	—	—	768	981	20	61
物品賃貸業	341	313	341	313	—	—	—	—	—	—	68	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,463	3,279	3,463	3,279	—	—	—	—	—	—	28	26
宿泊業	3,594	3,161	3,594	3,161	—	—	—	—	—	—	—	1
飲食業	4,444	4,130	4,444	4,130	—	—	—	—	—	—	96	0
生活関連サービス業、娯楽業	5,660	4,958	5,560	4,859	99	99	—	—	—	—	524	184
教育、学習支援業	470	791	470	791	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	5,260	5,497	5,060	5,298	199	199	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	9,336	9,575	9,332	9,463	—	99	—	—	3	11	311	148
その他の産業	562	546	464	449	98	97	—	—	—	—	—	—
国・地公体等	22,547	25,072	675	1,033	21,871	24,038	—	—	—	—	—	—
個人	71,890	78,535	71,890	78,535	—	—	—	—	—	—	190	216
その他	8,154	8,708	—	—	—	—	—	—	8,154	8,708	—	—
業種別合計	382,979	389,439	257,449	269,156	38,243	38,867	—	—	87,286	81,414	1,598	934
1年以下	83,052	93,060	37,850	40,952	2,500	5,405	—	—	42,701	46,701		
1年超3年以下	46,627	34,468	14,552	10,271	10,075	9,197	—	—	22,000	15,000		
3年超5年以下	20,631	17,197	8,621	9,431	8,010	5,765	—	—	4,000	2,000		
5年超7年以下	16,145	25,390	10,972	19,282	5,172	6,108	—	—	—	—		
7年超10年以下	43,440	35,279	35,246	27,084	8,193	8,194	—	—	—	—		
10年超	154,255	165,828	149,963	161,632	4,291	4,196	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	18,827	18,214	242	500	—	—	—	—	18,585	17,713		
残存期間別合計	382,979	389,439	257,449	269,156	38,243	38,867	—	—	87,286	81,414		

（注）1.「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、預け金、投資信託、有形固定資産等の資産が含まれます。
4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

◆業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	259	257	△ 2	105	257	363	125	45
農業、林業	10	106	96	△ 104	106	1	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	1	—	1	—	—
建設業	82	88	6	699	88	787	88	112
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	3	3	5	3	9	—	—
運輸業、郵便業	99	68	△ 30	△ 58	68	9	△ 26	119
卸売業、小売業	201	159	△ 42	△ 93	159	66	81	563
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	101	91	△ 10	△ 37	91	54	22	—
物品賃貸業	129	20	△ 109	△ 20	20	—	230	△ 35
学術研究、専門・技術サービス業	62	63	0	△ 10	63	52	15	6
宿泊業	44	88	44	△ 87	88	1	135	83
飲食業	47	59	12	7	59	67	△ 18	45
生活関連サービス業、娯楽業	126	111	△ 15	△ 0	111	110	25	12
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	504	474	△ 30	△ 474	474	—	—	—
その他のサービス	45	95	50	△ 4	95	91	△ 4	61
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地公体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	140	122	△ 18	34	122	156	21	80
合計	1,854	1,810	△ 43	△ 36	1,810	1,773	696	1,095

（注）1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地区別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,388	1,614	3,047	3,671	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	540	553	867	1,274	—	—
④ 中小企業等・個人向け	592	705	2,170	2,385	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	27	27	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	224	326	7	11	—	—
⑦ 三月以上延滞等	—	—	2	1	—	—
⑧ 出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨ その他	2	1	—	—	—	—

（注）1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

◆リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	3,653	35,154	3,553	33,469
10%	—	8,690	—	12,759
20%	58,082	29,028	56,238	24,499
35%	—	27,531	—	27,847
50%	13,368	373	12,613	412
75%	—	55,748	—	61,928
100%	576	147,649	376	153,089
150%	—	705	—	141
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	625	—	625
合計	75,680	305,508	72,782	314,773

（注）1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

◆一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	令和4年度	1,678	5	1,684
	令和5年度	1,684	252	1,937
個別貸倒引当金	令和4年度	1,854	△ 43	1,810
	令和5年度	1,810	△ 36	1,773
合計	令和4年度	3,532	△ 37	3,494
	令和5年度	3,494	215	3,710

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当はございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

◆貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区　分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	199	199	228	228
非上場株式等	1,814	1,814	2,046	2,046
合　計	2,014	2,014	2,275	2,275

（注）投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

◆出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売　却　益	―	―
売　却　損	8	―
償　　却	10	11

（注）出資等エクスポージャーには、上場株式、非上場株式のほかに、その他資産勘定に出資として計上している非上場の出資を含めています。

◆貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評　価　損　益	12	40

（注）「貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

◆貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評　価　損　益	―	―

（注）「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	1,566	2,008	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	116	17
3	スティープ化	2,615	2,682		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,615	2,682	116	17
		ホ		ヘ	
		令和5年度		令和4年度	
8	自己資本の額	20,591		19,550	

ΔEVEの最大値／自己資本の額=12.701%であり、過大なリスクテイクを行っているとは判断しておりません。

「リスク管理の方針および手続の概要」
金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合では、「市場リスク管理方針」および「市場リスク管理規程」に基づき適正な管理を行っております。常勤理事会への報告を定期的に実施し、経営体力と比べ適正な水準にリスク・コントロールを行っております。
なお、金利リスク計測の頻度は四半期としております。
「金利リスクの算定方法の概要」
計測対象とした資産・負債
貸出金・有価証券・預け金・預金・借用金など、金利・期間を有する資産・負債
・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期　1.25年
・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期　5年
・コア預金およびその前提　金融庁告示の保守的な前提の反映により考慮
・コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期　2.5年
・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提考慮しておりません
・複数の通貨の集計方法およびその前提　1通貨円のみであり、それ以外の通貨は保有しておりません
・スプレッドに関する前提　考慮しておりません
・内部モデルの使用等、重大な影響を及ぼすその他の前提　内部モデルは使用しておりません

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されています。

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	8,520	8,859
発　行　主　体	広島県信用組合	
資本調達手段の種類	普通出資	

役員等の報酬体系

■ 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1.報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等を勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後に、支払います。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a.決定方法　b.支払手段　c.決定時期と支払時期

2.役員に対する報酬

（単位：百万円）

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理　事	100	130
監　事	13	20
合　計	113	150

（注）1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事13名、監事4名です（退任役員を含む）。

3.その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用組合等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

■ 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職手当規程」に基づき支払っています。
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

主な手数料一覧 （令和6年6月1日現在）

振込手数料					
窓口	当組合本支店宛		非組合員	組合員	ATM ※1
	1万円未満		110円	110円	無料
	1万円以上5万円未満		220円	220円	無料
	5万円以上		440円	330円	無料
	同一店内5万円未満		110円	110円	無料
	同一店内5万円以上		330円	220円	無料
	他行宛		非組合員	組合員	ATM ※1
	電信扱	1万円未満	440円	330円	330円
		1万円以上5万円未満	550円	440円	330円
		5万円以上	770円	660円	440円
インターネットバンキング	当組合本支店宛		個人契約	法人契約	
	5万円未満		無料	110円	
	5万円以上		無料	275円	
	同一店内5万円未満		無料	無料	
	同一店内5万円以上		無料	無料	
	他行宛		個人契約	法人契約	
	5万円未満		165円	275円	
	5万円以上		275円	550円	

視覚に障がいをお持ちでATMの利用が難しいお客さまは、窓口での振込手数料を、ATMを利用した場合の振込手数料と同額でお取扱いいたします。窓口にお越しの際には、障害者手帳をお持ちください。

※1 「平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00」を除く時間帯でのご利用は、別途、時間外手数料110円がかかります。なお、平日・土曜日が祝日の場合、「日曜日・祝日」扱いとさせていただきますので、終日、時間外手数料110円がかかります。また、上記一覧表は「当組合キャッシュカードご利用時の手数料」です。他の金融機関のキャッシュカードをご利用の場合、ご負担いただく手数料が異なりますので、詳しくはホームページでご確認ください。

インターネットバンキング月額基本料		個人向け契約	法人向け契約
	照会、振込振替サービスのみ	無料	1,100円
	照会、振込振替サービスおよびデータ伝送サービス	―	3,300円

取立手数料（代金取立手数料）				
電子交換	自店宛 ※2	440円		
	本支店宛	440円		
	他行宛	660円		
個別取立	他行宛	普通扱 至急扱	660円 880円	

※2 振出人が入金口座名義と同一の場合、無料となります。

手形小切手帳発行手数料			
	約束手形帳・為替手形帳	1冊（25枚）	825円
	小切手帳	1冊（50枚）	1,320円
	自己宛小切手	1枚	550円

証明書発行手数料			
	残高証明書・支払利息証明書	1回	440円
	融資証明書	1回	1,100円

両替手数料					
	両替前または両替後の枚数が多い方の紙幣と硬貨の1日あたり合計枚数をお取扱枚数といたします。		組合員	非組合員	
	(注)下記の取扱いは無料 ①新券への両替(同一金種に限ります) ②汚損紙幣・硬貨の交換 ③記念硬貨の交換	1～50枚	無料	当組合の口座をお持ちのお客様1～50枚無料	110円
		51～300枚	110円		220円
		301～550枚	220円		330円
		501～1,000枚	330円		440円
		1,001枚～	500枚毎に330円追加	500枚毎に440円追加	

硬貨入金手数料				
	預金口座に硬貨をご入金後、同日に預金口座からご出金された場合は、両替手数料をいただきます。	1～500枚	無料	無料
		501～1,000枚	330円	440円
		1,001枚～	1,000枚毎に330円追加	1,000枚毎に440円追加

集配金手数料				
	(注)手数料は毎月口座振替にて引落させていただきます。	月 1～5回以内	(週1回以内)	11,000円
		月 6～10回以内	(週2回以内)	22,000円
		月 11～15回以内	(週3回以内)	33,000円
		月 16～20回以内	(週4回以内)	44,000円
		毎日	(組合営業日)	55,000円

再発行手数料			
	キャッシュカード、ローン関連全カード、各種通帳・証書	1枚（再発行）	1,100円

CD・ATM利用手数料		ご利用時間	当組合	地域提携の信用組合	他行	セブン銀行
お引き出し	平日	8:00～8:45	―	―	220円	110円
		8:45～18:00	無料	無料	110円	無料
		18:00～21:00	110円	110円	220円	110円
	土	8:00～9:00	―	―	220円	110円
		9:00～14:00	無料	無料		無料
		14:00～19:00	110円	110円		110円
		19:00～21:00	―	―		
	日・祝日	8:00～9:00	―	―	220円	110円
		9:00～19:00	110円	110円		
		19:00～21:00	―	―		
お預け入れ	平日	8:00～8:45	―	―	220円	110円
		8:45～18:00	無料	無料	110円	無料
		18:00～21:00			220円	110円
	土	8:00～9:00	―	―	220円	110円
		9:00～14:00	無料	無料		無料
		14:00～19:00				110円
		19:00～21:00	―	―		
	日・祝日	8:00～9:00	―	―	220円	110円
		9:00～19:00	無料	無料		
		19:00～21:00	―	―		

※残高照会は、当組合・地域提携加盟信組サービス・他行の全ての曜日・時間帯において無料です。
※設置場所によりATM稼動時間が異なります。
※「ケンシン組合員」「年金お受け取り」「給与振込」のいずれかに加入・ご利用されている個人の皆さまで、セブン銀行以外の他行ATMをご利用された場合には、時間外手数料を除いたご利用手数料をお返しいたします。(1回のご利用につき110円、1か月10回までのご利用に対して翌月一括して預金口座へ入金します。利息制限法の改正施行に伴い、他行ATMご利用時のATM利用手数料が220円から110円に減額された場合、手数料の返戻はありません。)
※地域提携の信用組合…広島県信用組合・両備信用組合・備後信用組合・信用組合広島商銀

夜間金庫手数料	月額	3,300円

貸金庫手数料			
	本店営業部 A種（7.85×25.66×55.5cm）	年間	4,950円
	本店営業部 B種（9.57×25.66×55.5cm）		5,940円
	本店営業部 C種（12.88×25.66×55.5cm）		6,930円
	松永支店 D種（6.30×24.60×38.3cm）		3,960円
	廿日市支店 E種（6.30×24.60×38.3cm）※カード式		5,500円
	舟入支店 F種（10.00×26.00×35.0cm）※全自動		5,940円
	熊野支店 F種（10.00×26.00×35.0cm）※全自動		5,940円

証書貸付払込予定表再発行手数料（ただし、貸付条件変更に伴う再発行は除きます。）	1件	440円

情報開示手数料			
	基本事項(氏名・住所・電話番号等)の開示、取引の有無照会	1回	1,100円
	取引履歴の開示、その他の書面発行	1回	550円

貸出条件変更手数料			
	①繰上返済(住宅資金、保証料一括方式提携ローンを除く) ②期間延長 ③返済方法の変更 ④変動金利への変更 ⑤その他の条件変更	1件	11,000円
	事業性資金(証貸)の全部繰上返済	1件	借入後3年以内 融資残高×1% 借入後5年以内 融資残高×0.8% 借入後10年以内 融資残高×0.5% 他行借入により返済 融資残高×2.0%
	住宅資金の全部繰上返済	1件	55,000円

※繰上返済手数料が利息制限法の上限利率より算出された金額を超えた場合、繰上返済手数料は同法の上限利率等の手数料とします。

固定・変動選択住宅ローン			
	固定金利再選択・固定・変動選択住宅ローンへの変更	1件	11,000円

担保事務手数料			
	(1) 不動産担保 新規調査・設定		
	① 事業性(住宅ローン以外)設定金額	1億円超	66,000円
		1千万円超1億円以下	55,000円
		1千万円以下	44,000円
	② 住宅ローン	1件	33,000円
	(2) 不動産担保 再調査・追加設定・変更・解除		
	① 事業性(住宅ローン以外)	1件	22,000円
	② 住宅ローン	1件	無料
	(3) 担保管理事務手数料(有価証券・売掛債権の担保 新規設定)	1件	5,500円

融資事務取扱手数料			
	住宅ローン（一般）	1件	55,000円
	住宅ローン（マックス80）	1件	融資額×1.0%×1.10
	住宅ローン（マックス100）	1件	融資額×1.5%×1.10
	住宅ローン（マックス200）	1件	融資額×2.0%×1.10
	ケンシン住宅ローン「フラット35」	1件	55,000円
	フリーローン（ただし、「ひまわりポケットフリーローン」は、手数料無料です。）	30万円未満	1,100円
		30万円以上	3,300円
	創業支援ローン（500万円以下）		11,000円
	創業支援ローン（500万円超）		22,000円
	収益物件融資	1件	実行金額×0.6%+消費税

資料編

店舗一覧 （令和6年6月30日現在）

■ 広島市中区		本部	〒730-0043	広島市中区富士見町１番17号	TEL(082)249−2111
	◎	本店営業部	〒730-0043	広島市中区富士見町１番17号	TEL(082)242−5588
	◎	舟入支店	〒730-0845	広島市中区舟入川口町５番20号	TEL(082)232−5426
■ 広島市西区		三篠支店	〒733-0003	広島市西区三篠町３丁目６番12号	TEL(082)237−3131
	◎	庚午支店	〒733-0822	広島市西区庚午中３丁目７番12号	TEL(082)271−4301
■ 広島市南区		広島駅前支店	〒732-0823	広島市南区猿猴橋町６番23号	TEL(082)262−2371
		皆実支店	〒734-0007	広島市南区皆実町３丁目12番29号	TEL(082)251−1243
■ 広島市安佐南区		安古市支店	〒731-0125	広島市安佐南区大町西１丁目１番４号	TEL(082)879−8888
■ 広島市安佐北区		可部虹山支店	〒731-0232	広島市安佐北区亀山南５丁目７番９号	TEL(082)815−0022
■ 広島市佐伯区		五日市支店	〒731-5135	広島市佐伯区海老園２丁目４番６号	TEL(082)921−0125
	◎	五日市北支店	〒731-5115	広島市佐伯区八幡東１丁目28番28号	TEL(082)928−8338
■ 廿日市市	◎	廿日市支店	〒738-0033	廿日市市串戸４丁目９番53号	TEL(0829)32−1500
■ 安芸郡	◎	海田支店	〒736-0046	安芸郡海田町窪町４番41号	TEL(082)822−2988
	◎	熊野支店	〒731-4214	安芸郡熊野町中溝１丁目３番10号	TEL(082)854−1141
		西熊野支店	〒731-4226	安芸郡熊野町東山４番１号	TEL(082)854−3151
■ 呉市		呉支店	〒737-0056	呉市朝日町２番19号	TEL(0823)25−5151
■ 福山市	◎	福山支店	〒720-0804	福山市緑町２番１－１号	TEL(084)923−3738
		福山東支店	〒721-0963	福山市南手城町２丁目８番９号	TEL(084)931−2755
		松永支店	〒729-0111	福山市今津町２丁目１番18号	TEL(084)933−2135
		松永支店松永南出張所	〒729-0114	福山市柳津町５丁目１番38号	TEL(084)933−5100
■ 尾道市		尾道支店	〒729-0141	尾道市高須町1263番地の１	TEL(0848)46−3315
	◎	因島支店	〒722-2324	尾道市因島田熊町1153番地	TEL(0845)22−1331
	◎	因島支店因島北出張所	〒722-2211	尾道市因島中庄町1980番地の３	TEL(0845)24−0114
■ 三原市	◎	三原支店	〒723-0016	三原市宮沖１丁目７番１号	TEL(0848)64−8555
■ 東広島市	◎	東広島支店	〒739-0040	東広島市寺家駅前６番４号	TEL(082)421−6111

店舗外キャッシュサービスコーナー （令和6年6月30日現在）

◎ 熊野支店フジ熊野店出張所
庚午支店中央市場出張所
◎ 舟入支店天満出張所
熊野支店熊野町商工会出張所
因島支店商工会議所出張所
松永支店浦崎出張所
五日市北支店八幡出張所
◎ 海田支店瀬野川出張所

《ATMの稼動状況》 ◎ は、土･日･祝日も稼働します。

カード等紛失・盗難受付窓口

曜日	受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
平日	00：00〜08：30	キャッシュカード紛失 信組ATMセンター	フリーダイヤル 0120-195-588
	08：30〜17：30	お取引店	お取引店電話番号
	17：30〜24：00	キャッシュカード紛失 信組ATMセンター	フリーダイヤル 0120-195-588
土・日曜日・祝日	00：00〜24：00	キャッシュカード紛失 信組ATMセンター	フリーダイヤル 0120-195-588

フリーダイヤルが留守番電話の場合は、組合名・営業店名・お名前・口座番号・電話番号をお知らせ下さい。
カード、通帳、印鑑の紛失・盗難以外のご連絡は、キャッシュカード紛失信組ＡＴＭセンターでは受付いたしかねますので、ご了承願います。
なお、盗難の場合には、警察にもお届け下さい。

ケンシンの店舗ネットワーク

キャッシュカード利用手数料

キャッシュカードのご利用の皆さま(個人)全員!

セブン-イレブンでのご利用は0円

■セブン-イレブンATMご利用無料の時間帯

		8:00〜8:45	8:45〜18:00	18:00〜21:00
お引出し ご入金 残高照会	月〜金曜日	110円	0円	110円
	土曜日	110円	0円	110円
	日祝日	8:00〜9:00 110円	9:00〜14:00 0円	14:00〜21:00 110円

①現金支払
②現金入金
③残高照会
利用手数料は
0円
有料となる時間帯もございます

■残高照会は無料です
■時間外、日祝日等のご利用は110円の手数料が必要です

※法人カードは利用できません

■他の金融機関のATMご利用の場合(セブン銀行を除く)

限定
①「組合員」の皆さま
②「公的年金お受け取り」の皆さま
③「給与振込」の皆さま

ゆうちょ銀行 イオン銀行 もOK

ケンシン普通預金キャッシュカード(個人)またはローンカード(個人)を他の金融機関ATMでご利用されて利用手数料(時間外手数料、振込手数料を除く)を負担された場合、1回のご利用につき110円返戻いたします。翌月一括してご利用口座に振込致します。
(1か月10回までのご利用とさせていただきます。)

■他の金融機関のATMご利用無料の時間帯

	8:00〜8:45	8:45〜18:00	18:00〜21:00(最長)
月〜金曜日	110円(キャッシュバック後)	0円(キャッシュバック後)	110円(キャッシュバック後)
土日祝		110円(キャッシュバック後)	

キャッシュバック方式
利用手数料返戻1回110円
0円

※法人カードは利用できません
■残高照会は無料です
■時間外、土日祝日等のご利用は110円の手数料が必要です

ATM手数料が無料または減額された場合、手数料の返戻はありません。詳しくはホームページをご確認ください。

https://www.hiroshima-kenshin.co.jp

ケンシン
広島県信用組合
〒730-0043　広島市中区富士見町1番17号
TEL:(082)249-2111
URL:https://www.hiroshima-kenshin.co.jp
E-mail:info@hiroshima-kenshin.co.jp

VEGETABLE OIL INK